

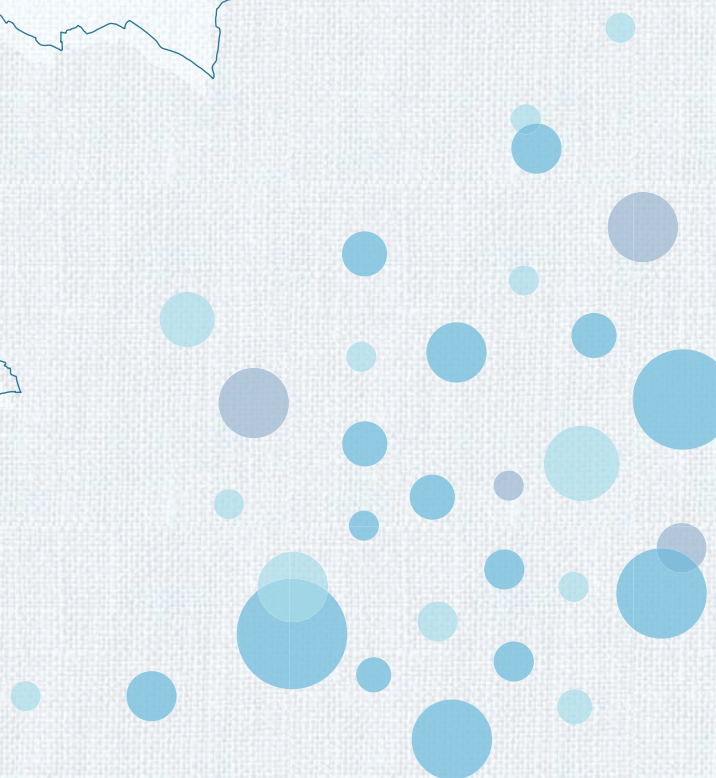
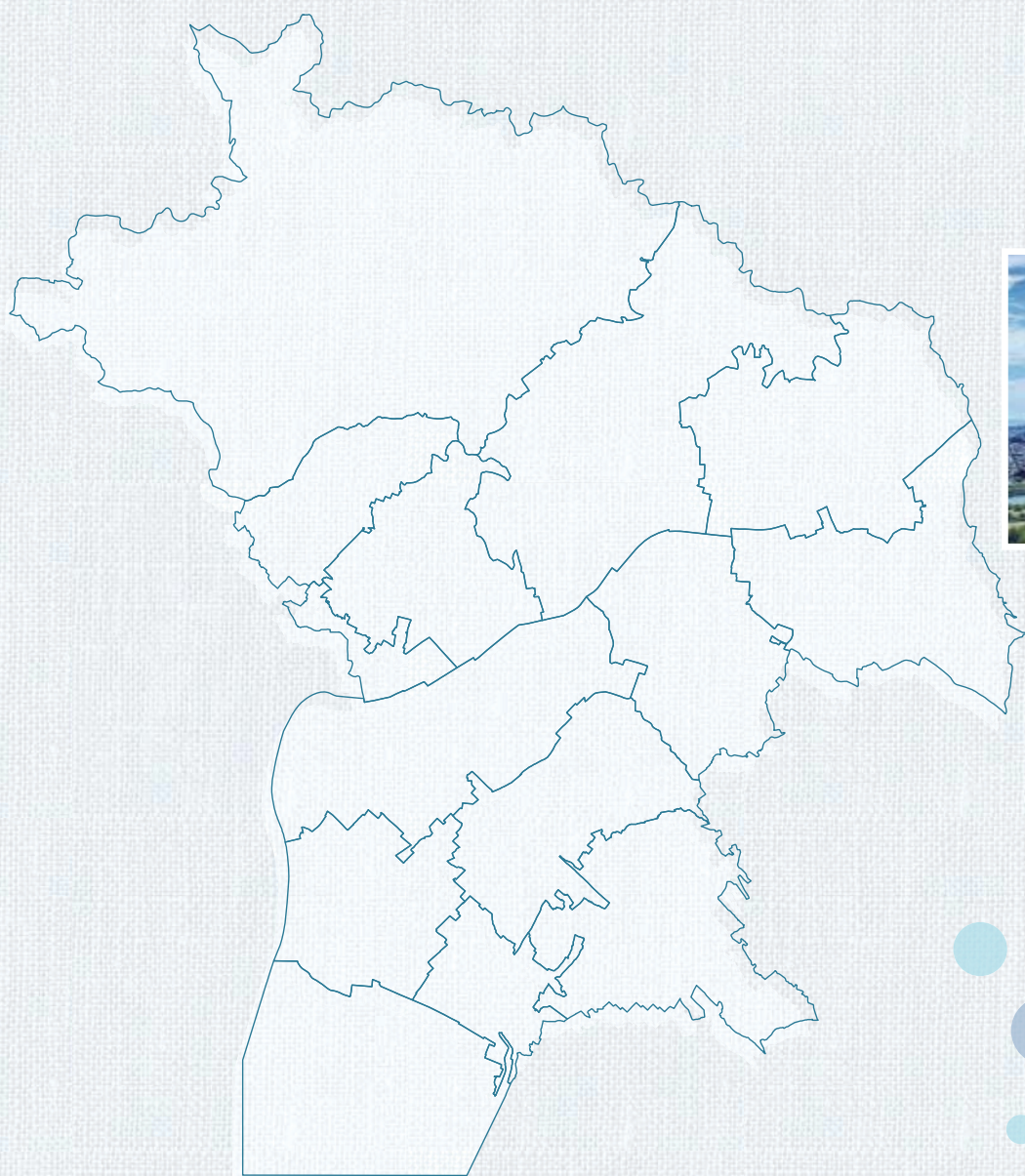
|| City Planning of Kakogawa ||

加古川市 総合計画

夢と希望を描き

幸せを実感できるまち

加古川



City Planning of Kakogawa

加古川市総合計画

令和2(2020)年12月15日議決

夢と希望を描き

幸せを実感できるまち

加古川

加古川市の概要

市のあゆみ

加古川市は兵庫県南部の播磨灘に面し、播磨平野を貫流する加古川の下流域から河口にかけて位置しています。



昭和25(1950)年6月15日に、加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村の5町村が合併して、市制が施行されました。

その後、昭和26(1951)年に別府町、昭和30(1955)年に八幡村、平荘村、上荘村、そして昭和31(1956)年に東神吉村、西神吉村、米田町の一部と合併し、市域を広げました。さらに、昭和45(1970)年には金沢町を新設し、昭和54(1979)年に志方町と合併したことにより、現在14町から構成されています。

市章



昭和25(1950)年9月18日制定

加古川市は、一級河川「加古川」の水の恵みを受けて発展してきた都市です。

市章は、川を中心に配置し、その両岸に発展を続ける加古川市を表しています。

加古川市民憲章

昭和39(1964)年11月3日制定

加古川の清流は、多くの歴史を残し、豊かな印南野をつくりました。わたくしたちは、加古川市民としての誇りをもち、「光」と「緑」と「新鮮な空気」のある、活気にあふれた産業文化都市をきずくため、ひとりひとりが規律ある行動をとり、反省し、いましめ合う規範として、ここに憲章を定めます。

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

市の花



昭和45(1970)年決定

つつじ

市の木



昭和45(1970)年決定

くろまつ

都市宣言

・世界連邦都市宣言

昭和33(1958)年6月18日議決

・交通安全都市宣言

昭和42(1967)年9月30日議決

・人間環境保全都市宣言

昭和48(1973)年3月28日議決

・福祉都市宣言

昭和54(1979)年12月24日議決

・核兵器廃絶都市宣言

昭和57(1982)年3月29日議決

【ウェルネス都市宣言】

平成12(2000)年6月8日議決



ウェルピー

「ひと」がほほえみ

「まち」が輝き

「自然」があふれる。

ウェルネスは、だれもが

いきいきと毎日をすごすこと。

よりよい環境の中で、豊かな心をはぐくみ、
楽しく学び、元気に働き、明るく生きる。

ウェルネスは、一人ひとりの

心の持ち方と行動によって達成されます。

加古川市は、市民のウェルネスライフを支え、

「ウェルネス都市 加古川」の

実現をめざします。



はじめに



県下最大の一級河川「加古川」が貫流する本市は、北部に自然豊かな丘陵地が広がるとともに、南部や中央部には商業・サービス業の集積が進むなど、自然環境と生活利便性の両方を享受できるまちとして発展してきました。

近年の全国的な人口減少や少子高齢化の進行は、本市においても例外ではなく、産業分野における担い手不足や社会保障関連経費の増大などが予測されます。さらに、新型コロナウイルスという新たな脅威により、日常生活の様々な場面で行動変容が求められるなど、私たちを取り巻く状況を克服するための変化が求められています。

こうした中、市制70周年の節目でもある令和2(2020)年に、本市における今後のまちづくりの方針となる「加古川市総合計画」を定めました。新たな総合計画では、市民生活の安全・安心をしっかりと支えながら、このまちに住む皆さま一人一人により大きな幸せを感じていただけるよう、「ひと」を大切にしたまちづくりを進めていくことをコンセプトとしています。

人と人がともにささえあいながら、市民の皆さまや事業者の皆さまとの「協働」により、明るい未来を実現するため、本計画に基づく各施策の推進に全力を尽くしてまいります。より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

加古川市長

岡田 康裕



目次

contents

1章 策定の趣旨	6	11章 都市空間の利用の方向性	43
2章 総合計画の位置付けと期間	6	1節 市域の基本的構成と整備方針	44
3章 総合計画の構成	7	2節 都市拠点と基幹交通体系	46
4章 本市を取り巻く社会経済環境等	8	3節 土地利用の基本方針	50
1節 地方自治体を取り巻く社会経済環境	8	4節 生活圏と行政サービスの展開の方向性	52
2節 本市の現状	22	12章 各施策の基本方針	54
3節 市民意識	31	1節 体系図	54
5章 将来の目標人口	34	2節 各施策の基本方針	56
6章 まちづくりの基本理念	35	1 心豊かに暮らせるまち	59
7章 将来の都市像	35	2 安心して暮らせるまち	73
8章 まちづくりの基本目標	36	3 活力とにぎわいのあるまち	85
9章 まちづくりの方向(施策の大綱)	37	4 快適なまち	93
10章 まちづくりの進め方	42	5 うるおいのあるまち	105
		6 まちづくりの進め方	113
		資料編	121

1 章

策定の趣旨

※ウェルネス：

単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルを目指す行動様式。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technology の略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※事業者：

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

本市は、昭和43(1968)年に長期基本計画を策定して以降、昭和48(1973)年、昭和55(1980)年、平成2(1990)年、平成12(2000)年及び平成22(2010)年の5度にわたる総合計画(基本構想)の策定を経て、「いつまでも住み続けたい ウェルネス[※]都市 加古川」の実現に努めてきました。

我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、少子高齢化による人口構造の変化に伴い、経済の低迷や社会保障費の増大などが予測されています。そのほか、担い手不足による産業の衰退や地域の活力の低下など、様々な影響が懸念されています。

本市においても、人口減少、少子高齢化による人口構造の変化、公共施設や社会インフラの老朽化、ごみ減量などの環境問題、ICT(情報通信技術)[※]の急速な変革への対応などの課題に直面しています。

これらの課題に対応し、持続可能な発展を遂げてこそ、本市で生活するすべての人が、安全に安心して毎日を過ごすことができ、本市の未来を担う子どもたちや若い世代が明るい未来を展望できるまちをつくることができます。

そのようなまちになるためには、時代の変化を的確に捉えるとともに、市民、事業者[※]、行政などのそれぞれが市の現状とめざすべき将来像についての共通認識を持ちながら、主体となって協働[※]によるまちづくり[※]を進めていく必要があります。

このような視点から、本市における今後のまちづくりの方針を定めるために、新たな総合計画を策定します。

2 章

総合計画の位置付けと期間

本計画は、「将来の都市像」の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性や施策を総合的かつ体系的に示し、市政を推進する上での方針となるもので、市のあらゆる計画の最上位に位置付けます。

計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの6年間とします。

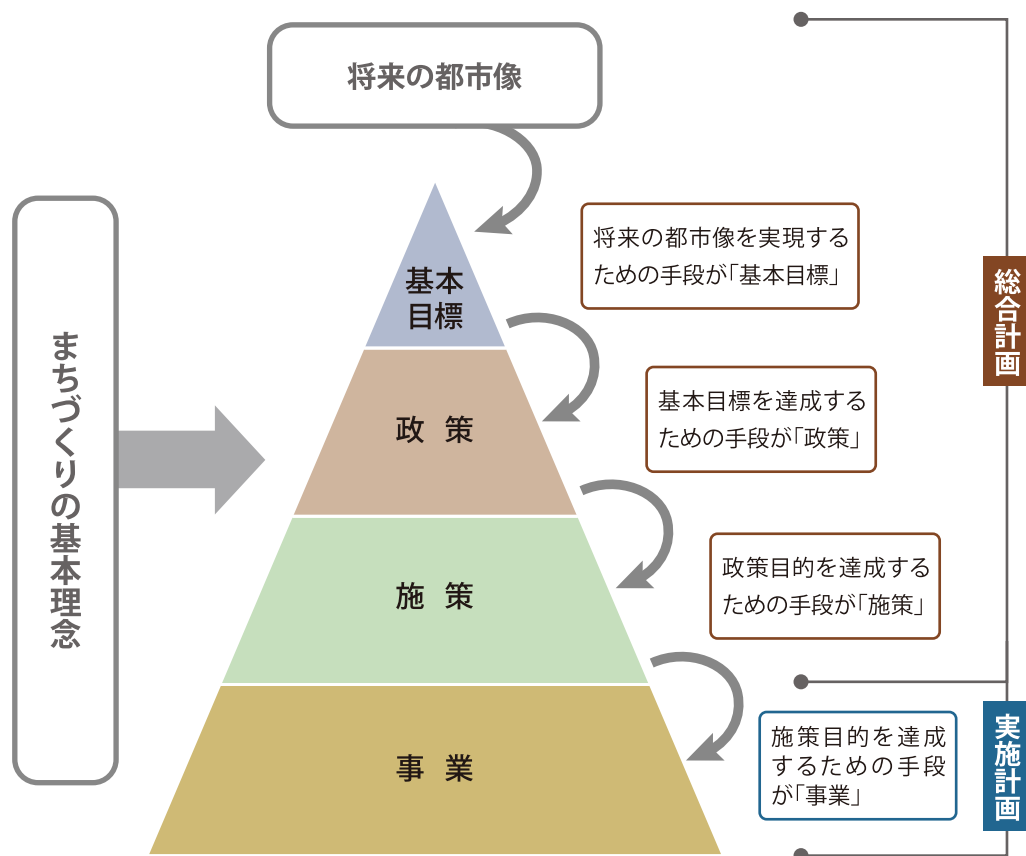
3 章

総合計画の構成

総合計画は、「将来の都市像」「基本目標」「政策」「施策」で構成します。

「将来の都市像」と「基本目標」、「基本目標」と「政策」、「政策」と「施策」は、それぞれ目的と手段の関係で結びついています。

また、施策目的を達成するために実施する「事業」については、実施計画においてとりまとめます。



4 章

本市を取り巻く社会経済環境等

1節 地方自治体を取り巻く社会経済環境

1 人口減少、人口構造の変化

我が国の人口はすでに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口は平成27(2015)年には1億2,709万人でしたが、令和22(2040)年には1億1,092万人(1,617万人減)になると見込まれています。

また、老年人口(65歳以上)の増加や出生数の減少により、少子高齢化はますます進行する見込みです。

さらに、東京圏に過度に人口が集中する一方、地方においては人口減少が進んでおり、小売や飲食などの生活関連サービスの縮小、行政サービス水準の低下、地域産業の衰退、地域コミュニティ機能の低下など様々な問題が生じることが予想されます。

そのため、出生率の向上や社会増減の均衡化に向け、地方版総合戦略に基づく取組を着実に推進することが求められています。

本市の主な取組

- 「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」に基づき、保育や子育て環境の充実、医療体制の充実、主要駅周辺の都市機能[※]の充実、若者の就労支援などに取り組んでいます。

※加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略：「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生を実現するための総合的かつ分野横断的な計画であり、地方版総合戦略に位置付けられる。

※都市機能

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

2 地域コミュニティ

地域活動の中心を担ってきた町内会や自治会などの地域コミュニティ団体については、役員の特定化や高齢化が進みつつあります。さらに、世帯構造やライフスタイル※が変化する中、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、活動を継続するための安定した団体運営やこれまで果たしてきた機能の維持・継続が難しくなっています。

一方で、社会経済環境の変化に伴い、共通の価値観に基づくコミュニティやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)※等を介したバーチャル空間におけるコミュニティが形成され、従来からある地域内自治や地域活動を超えた新たな活動が展開されるなど、コミュニティの多様化が進んでいます。

しかしながら、防災活動、子どもの見守り、伝統文化の継承などに加え、地域づくりを担う人材の確保・育成など、地域コミュニティ団体が担う役割は、より一層重要となってきました。

そのため、地域コミュニティ団体の維持・活性化や、コミュニティ相互の連携の推進を図るための取組が求められています。

本市の主な取組

- 「加古川市協働のまちづくり基本方針」を定め、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者※、大学、行政などの多様な主体の協働※によるまちづくり※を推進しています。
- 多世代が集い、交流できる空間の創出をめざし、加古川東市民病院跡地において、東加古川公民館と東加古川子育てプラザの複合施設の整備を進めています。

※ライフスタイル:

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えて、その人らしさを示す際に用いられる。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

※事業者:

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働:

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数。

※人口置換水準：

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※生きる力：

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた力。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざましちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※中学校区連携ユニット12：

中学校区を一つの単位(ユニット)として、その地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、養護学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら子どもたちの連続した発達を支援していくための取組。

3 子育て・教育

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感の増大などを背景に、晩婚化の進展や生涯未婚率の上昇などを要因として、少子化がますます進行しています。

我が国の出生数は、平成28(2016)年以降年間100万人を割り込んでおり、今後も減少傾向が続くと予想されています。また、合計特殊出生率※は平成30(2018)年時点で1.42となり、人口置換水準※とされる2.07を大きく下回っています。

そのため、若い世代の結婚・出産・子育てを応援する社会を構築するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援を充実するなど、出生率の向上に向けた取組が求められています。

一方、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策として幼児教育の負担軽減を図る観点などから、令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

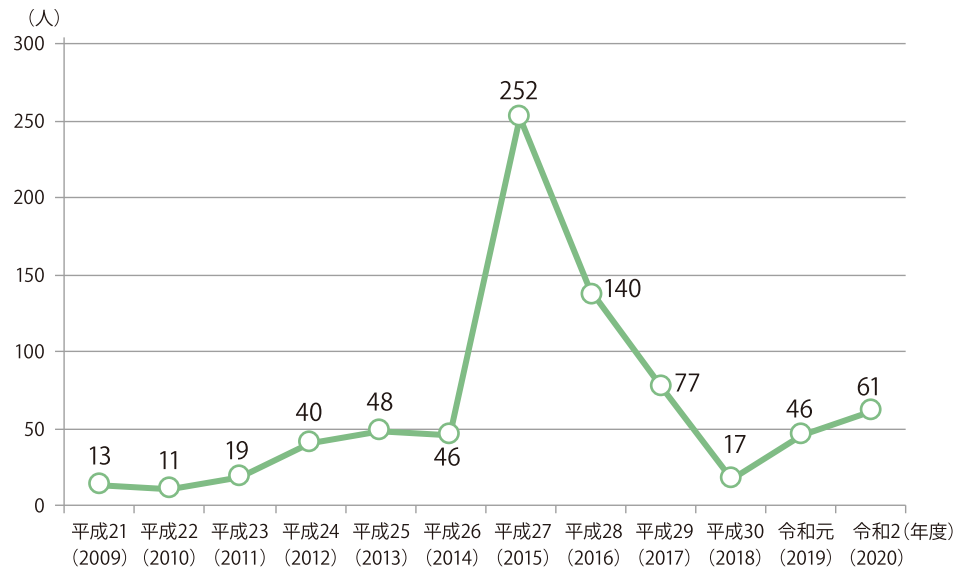
また、学校教育については、未来を担う子どもたちが社会と関わり合いながら人生を切り拓くことができるよう、新学習指導要領が完全実施されており、外国語によるコミュニケーション能力の向上やICT※機器を活用した情報活用能力の育成などを通じて、「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの「生きる力※」の確実な育成が求められています。

そのほか、学校園・家庭・地域が協働※して子育て・教育を推進し、子どもの貧困対策、虐待防止対策、いじめ防止対策などに取り組むことも重要です。

本市の主な取組

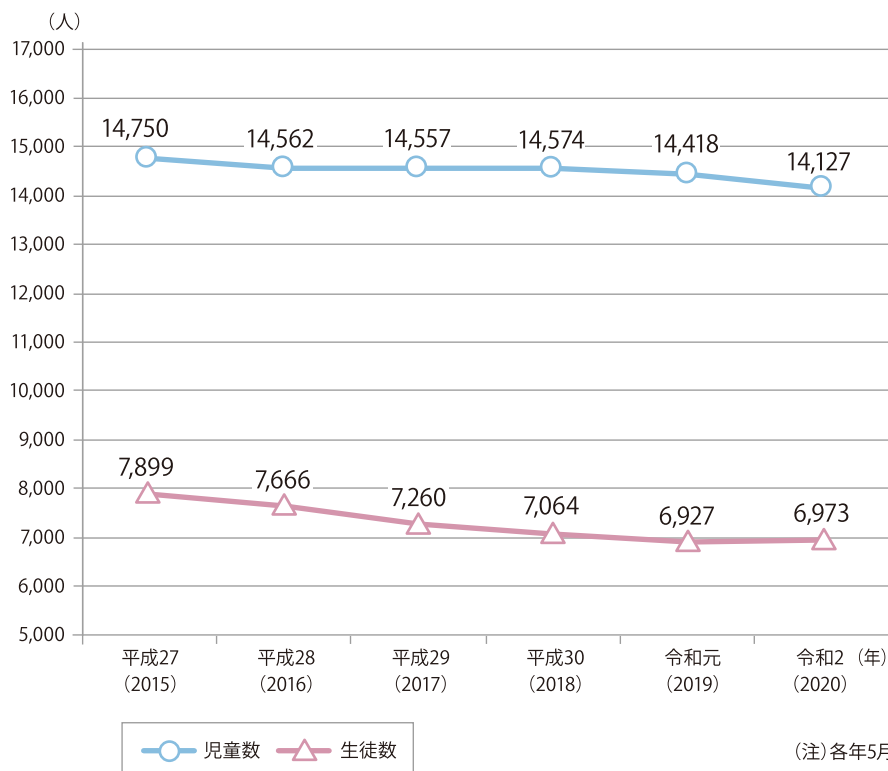
- 「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズを踏まえた教育・保育の量の確保や質の向上に取り組んでいます。
- 妊娠・出産・子育てに対する保護者の不安を解消するため、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健サービスや子育て情報の提供などを行っています。
- 待機児童の解消に向け、平成27(2015)年度からの3年間で保育所等の受入枠を1,589人拡大するとともに、保育士の確保・定着を図るための助成制度の創設など、保育環境の充実に取り組んでいます。
- 「中学校区連携ユニット12※」を活用し、幼稚園、保育所、認定こども園※、小学校、中学校の「タテの連携」や、学校園・家庭・地域の「ヨコの連携」を図り、地域総がかりの教育を推進しています。
- 小中学校においては、協同的探究学習※に基づく授業を実践し、「思考力・判断力・表現力」を培うとともに、ALT(外国語指導助手)※を活用した英語教育の充実に取り組んでいます。
- 関係機関との連携による児童虐待防止対策を講じています。
- 「加古川市いじめ防止基本方針」などに基づく、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を推進しています。

■図表1:待機児童数の推移



出典:加古川市資料

■図表2:児童生徒数の推移



(注)各年5月時点
出典:加古川市統計書

※認定こども園:

教育・保育を一体的に行う施設で、いわゆる幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。
(10ページに掲載)

※協同的探究学習:

東京大学大学院教育学研究科の藤村宣之教授が提唱する、「わかる学力」(物事の本質を捉え、他者と協同しながら問題解決に向かうことのできる力)を育成するための学び方。
(10ページに掲載)

※ALT(外国語指導助手):

Assistant Language Teacherの略称。小・中学校などにおける英語教育において、授業の補助を行う外国人講師のこと。
(10ページに掲載)

4 福祉・医療・健康

高齢化の進行により、医療や介護のニーズは、令和22(2040)年にかけて増加することが見込まれています。また、それに伴い、医療費や介護給付費などの社会保障費の増大が見込まれており、持続可能な社会保障制度の確立が求められています。

一方、高齢者や障がい[※]者をはじめ誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、必要な支援を一体的に受けられる体制の整備が必要です。

また、地域共生社会[※]の実現のために、地域の様々な関係者が連携して取組を進めることが重要です。

本市の主な取組

- 地域住民をはじめ、社会福祉法人や民間事業者など様々な主体と連携し、住まい・介護・介護予防・日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム[※]の深化や、地域生活支援拠点等[※]の整備に取り組んでいます。
- 高齢者を対象とする地域包括支援センター[※]や障がい者を対象とする障がい者基幹相談支援センター[※]を設置するとともに、生活困窮者等からの多種多様な相談に対応する、くらしサポート相談窓口を開設し、相談支援の充実を図っています。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度[※]の周知・啓発や相談支援などに取り組んでいます。
- 「いきいき百歳体操」など、身近な地域において住民が主体的に活動する通いの場への支援を通じて、高齢者の健康増進や介護予防に取り組んでいます。
- がん検診等では特定年齢の人への無料クーポンの配布や個別勧奨の実施、特定健康診査[※]・特定保健指導[※]では未受診者への受診勧奨に取り組むとともに、健康教育・健康相談を通じて、市民の健康づくりを支援しています。
- 加古川中央市民病院を核とした地域医療の提供体制の整備を図っています。
- 令和3(2021)年度からの休日及び夜間における一次救急医療[※]の定点化に向けた取組を推進しています。

※障がい：

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

※地域共生社会：

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに作っていく社会。

※地域包括ケアシステム：

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

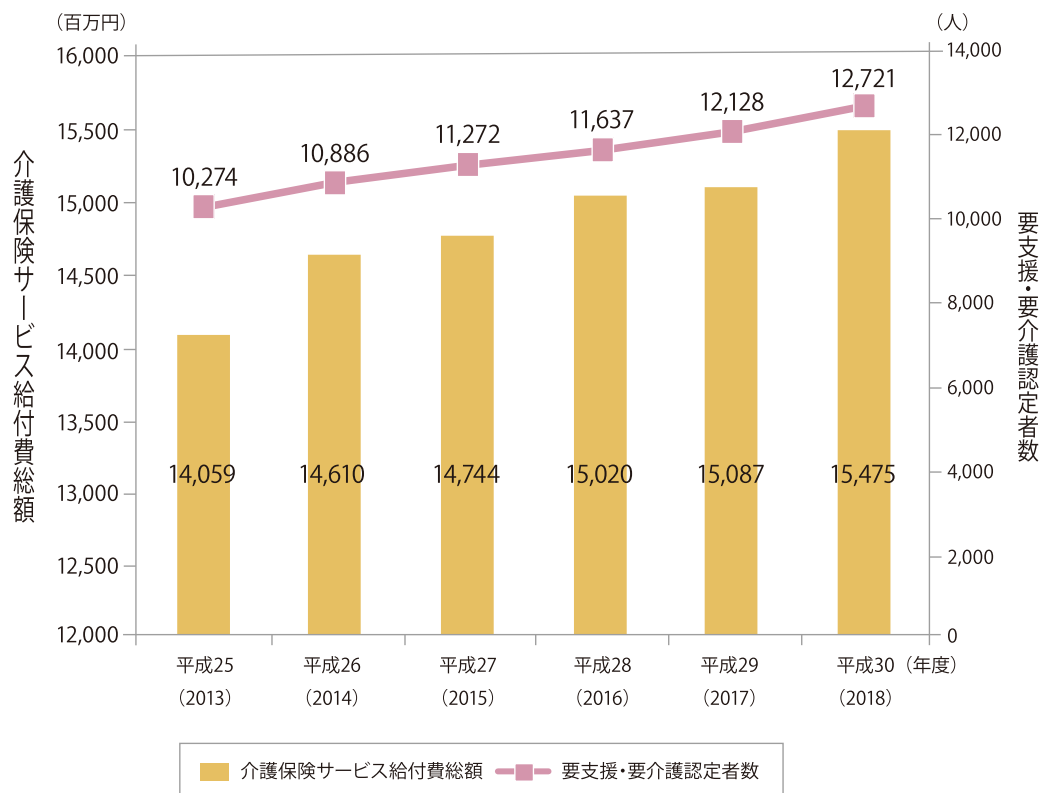
※地域生活支援拠点等：

障がいのある人の生活を地域全体で支える体制。「①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談」、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」、「④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制作り」などの役割が求められる。

※地域包括支援センター：

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

■図表3:介護保険事業の状況



出典:加古川市統計書

※障がい者基幹相談支援センター:

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に係る相談支援業務を総合的に行うセンター。
(12ページに掲載)

※成年後見制度:

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない人が自分らしく安心して生活を持けるために、その人の権利を守る援助者を家庭裁判所が選任し、本人を法的に支援する制度。
(12ページに掲載)

※特定健康診査:

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的とした健康診査。国民健康保険や健康保険組合などが、40歳から74歳までの加入者を対象に実施する。
(12ページに掲載)

※特定保健指導:

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して行う生活習慣を見直すサポート。
(12ページに掲載)

※一次救急医療:

比較的軽症な救急患者を受け持つ医療。
(12ページに掲載)

5 環境

※地球温暖化：

二酸化炭素等の温室効果ガスが、人間の経済活動などによって増加し、地表面から放出される赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の温度を上昇させること。

※生物多様性：

生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性を包含したもので、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態。

※温室効果ガス：

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの大気中のガス。

※事業者：

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※低炭素社会：

温室効果ガスのうち、特に排出量が多い二酸化炭素について排出量を抑制した社会。

※循環型社会：

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

※指定ごみ袋制度：

市がごみ袋の材質、大きさや色、袋に印刷する文字などを定め、ごみを出すときには、市が指定するごみ袋を使用する制度。

今日の環境問題は、地球温暖化※をはじめ、大気の越境汚染、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性※の危機などの地球規模の問題や、近隣の騒音や悪臭など身近な課題まで、多様化・深刻化しているだけでなく、エネルギーの利用問題など、生活基盤にも大きな影響を与えるものとなっています。

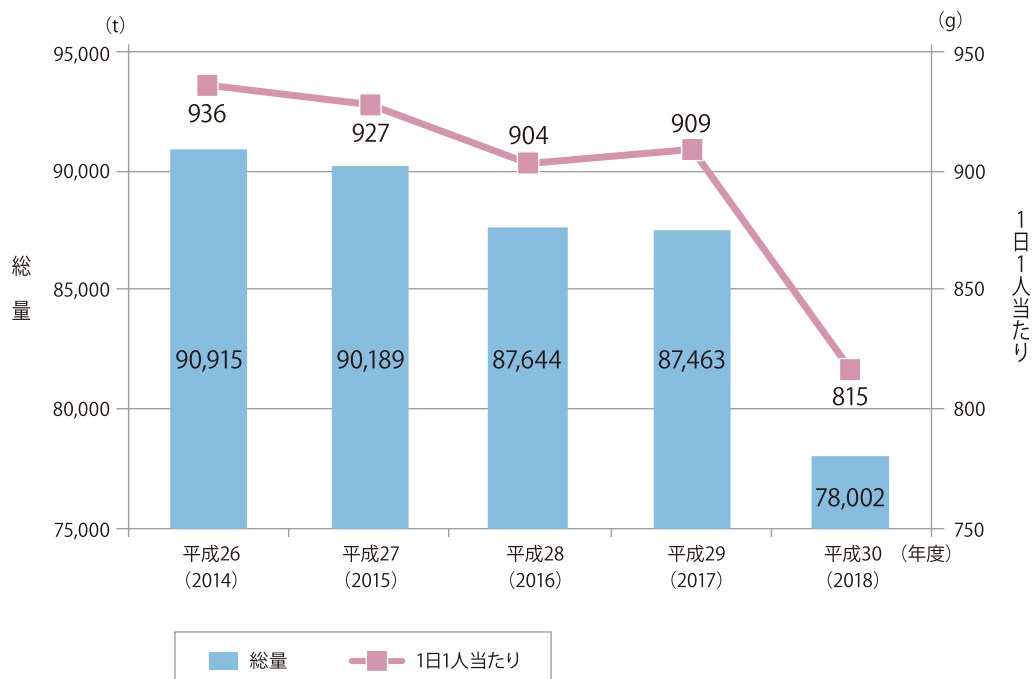
そのような中、我が国においては、平成27(2015)年の国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、温室効果ガス※削減に関する国際的な枠組を定めた「パリ協定」の採択を踏まえ、平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」が策定されました。

今後、より幅広い関係者との連携のもと、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減など、市民、事業者※、行政の協働※による低炭素社会※や循環型社会※の形成に向けた取組の推進が求められています。

本市の主な取組

- 市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量及び再資源化の推進に取り組んでいます。
- 家庭系ごみについては、令和3(2021)年6月から指定ごみ袋制度※を導入します。
- 令和4(2022)年度からのごみ処理の広域化に向け、広域ごみ処理施設※の建設を進めています。
- 地球温暖化防止については、電気自動車の活用や太陽光発電設備の設置、節電の推進など、「COOL CHOICE※」の取組を推進しています。

■図表4：ごみ排出量の推移



出典：加古川市統計書

6 経済・産業・労働

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大により外出や営業・生産活動などが制限されたことから、個人や企業に多大な影響を与えました。それに伴い、労働需要も減退しており、失業率や有効求人倍率は悪化しています。

一方で、国や各自治体において様々な経済対策が講じられている中、消費活動が徐々に再開しつつあり、景気の回復が期待されています。

労働状況については、令和22(2040)年にかけて生産年齢人口※の減少が加速すると見込まれており、若者や女性、高齢者の労働市場への参加が進まない場合には、労働人口は大きく減少すると予測されています。

そのため、就職しやすい環境づくりや働きやすい職場づくりを進めるなど、労働力の確保や増加に向けた取組が求められています。

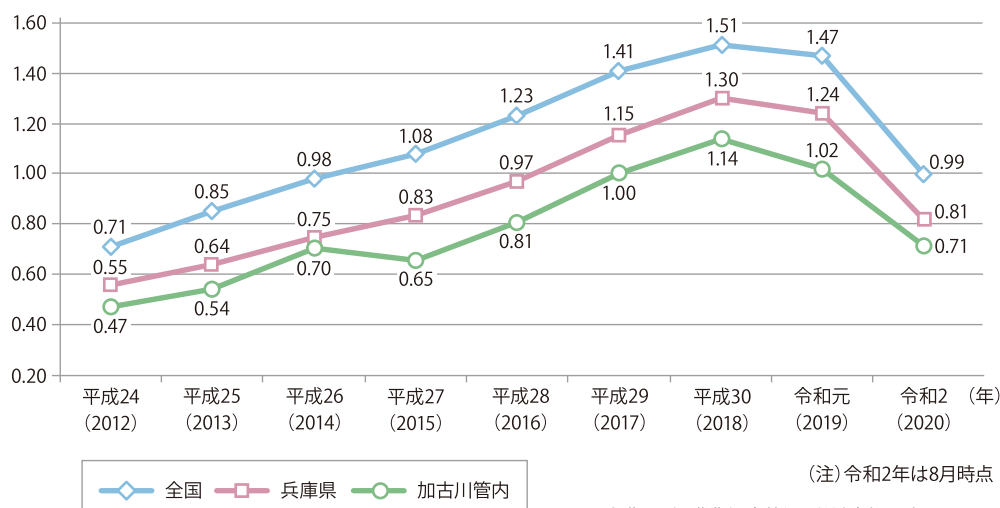
また、第4次産業革命と呼ばれるIoT※(Internet of Things:モノのインターネット)やAI(人工知能)、ロボットなどの新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、国民生活の豊かさにつなげていくこととしています。

そのため、地域経済の活性化に向けた産業の誘致や労働力不足の解消に向けた新技術の積極的な導入などが求められています。

本市の主な取組

- 緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症※の影響により落ち込んだ消費を喚起し、市内の事業者を支援するための取組を進めています。
- 学生を対象とした就職説明会の開催や奨学金返還支援制度の実施など、若年勤労者の地元就職の促進や中小企業の人材確保への支援に取り組んでいます。
- 東播磨道の北伸や国道2号の対面通行化、播磨臨海地域道路の計画など、本市の経済に大きな効果をもたらす公共事業等が予定されており、それらの着実な推進に向けて取り組んでいます。
- 市内の中小企業に対し、IoTの設備導入費用を補助するなど、労働生産性の向上に取り組んでいます。

■図表5：有効求人倍率の推移



※生産年齢人口：

年齢別人口のうち、生産活動の中心となる年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。

※IoT：

Internet of Things の略称。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの。

※感染症：

病原体がヒトや動物の体内に侵入し、増殖することなどによって起こる病気。

※広域ごみ処理施設：

令和4(2022)年度から加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で供用を開始する、高砂市に建設中の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設。
(14ページに掲載)

※COOL CHOICE：

令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出を平成25(2013)年度比で26%削減するため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す、環境省が提唱した国民運動。
(14ページに掲載)

※南海トラフ地震：

南海トラフ（東海地方から紀伊半島、四国にかけての南方の沖合約100kmの海底にある延長700kmの溝）沿いで発生する地震。最大でマグニチュード8.0～9.0クラスの地震が発生するとされ、今後、30年以内に70～80%程度の確率で発生すると想定される。

※インターネットバンキング：

インターネットを利用した銀行などの金融取引のサービス。

※特殊詐欺：

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATM（現金自動預け払い機）を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪。

※避難行動要支援者：

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

※自主防災組織：

防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織。

※見守りカメラ：

犯罪の抑止や事件等の早期解決を図ることを目的に、市内の通学路、学校及び公園周辺、主要道路の交差点などを中心に市が設置した、ビーコンタグ検知器を内蔵した防犯カメラ。

※見守りサービス：

ビーコンタグを持った対象者の位置情報履歴を保護者や家族のスマートフォン等にお知らせするサービス。（詳細は142ページを参照）

7 防災・防犯・交通安全

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大地震をはじめ、台風・集中豪雨・土砂災害などの自然災害が大規模化・頻発化しています。また、南海トラフ地震※などの発生が懸念されています。

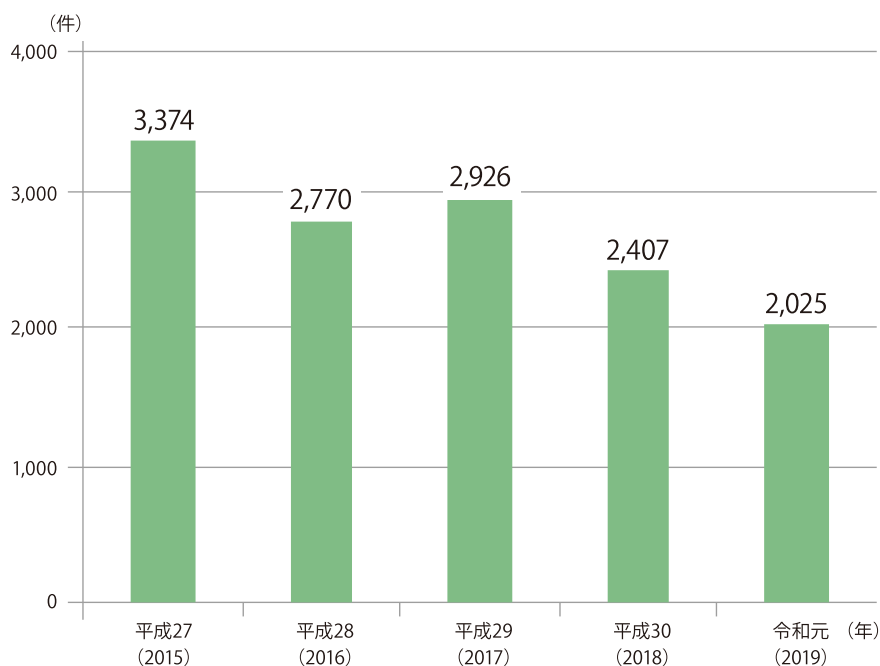
そのため、国民一人一人の危機管理意識の醸成を図るとともに、地域で支えあう地域防災力の向上などが求められています。

一方、インターネットバンキング※での不正送金や特殊詐欺※などの新たな形態の犯罪や、高齢者の自動車運転事故などが多発しており、日常生活に潜むリスクへの備えが重要となっています。

本市の主な取組

- 被害が想定される南海トラフ地震や内陸活断層型地震、さらには想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を「加古川市総合防災マップ」に反映するなど、災害対策を進めています。
- 避難行動要支援者※の対応を進めるため、要支援者の意思確認や自主防災組織※との連携を進めています。
- 地域や関係機関等と連携しながら、消費者問題の防止や交通安全意識の向上を図るための教育・啓発などに取り組んでいます。
- 見守りカメラ※の設置・見守りサービス※の導入による犯罪の抑止及び早期解決の推進に取り組んでいます。

■図表6：刑法犯認知件数



出典：兵庫県警察統計資料

8 公共施設・インフラ資産

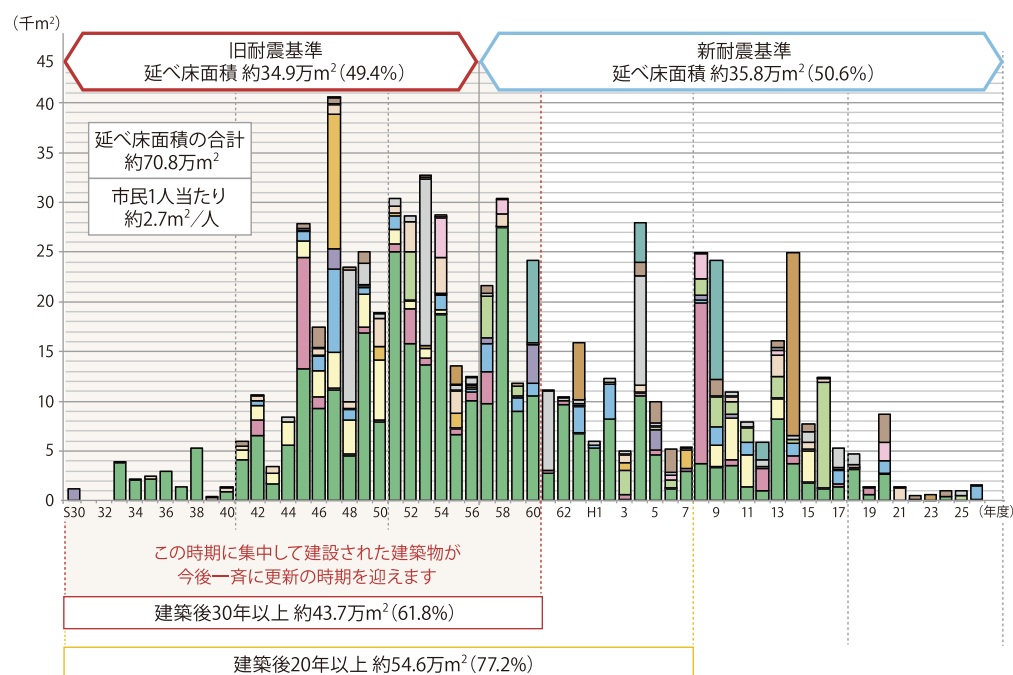
昭和40(1965)年代から昭和50(1975)年代にかけての高度経済成長期に集中して建設された道路や橋梁をはじめ、人口急増に伴い建設された学校教育施設を中心とする公共施設等は、建設後50年を経過し、老朽化による更新時期を一齐に迎えることとなり、財政負担の増大が予想されます。

そのため、各自治体においては、行政サービスの質や量を充実しつつ、老朽化した公共施設等の適切な維持管理や統廃合・複合化などによる総量の削減を着実に実施していくことが求められています。

本市の主な取組

- 「加古川市公共施設等総合管理計画」、「加古川市学校園施設長寿命化計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」などに基づき、公共施設等の再編や長寿命化を推進しています。
- 道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の計画的な更新・長寿命化に取り組んでいます。

■図表7:年度別公共施設建築状況



出典:加古川市公共施設等総合管理計画

9 まちづくり

※都市のスポンジ化：

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。

※MaaS：

Mobility as a Serviceの略称。ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段による移動を一つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。利用者はスマートフォンのアプリを用いて、交通手段やルートを検索、利用し、運賃の決済を行う例が多い。

※公共交通不便地域：

鉄道駅から半径1km圏内またはバス停留所から半径500m圏内で、バスの運行本数が1日30本未満の地域。

※デマンドタクシー：

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、比較的安価な料金で対応する公共交通サービス。

※地区計画：

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

※田園まちづくり制度：

市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

人口減少社会を迎えた多くの都市の既成市街地において「都市のスポンジ化[※]」が進行しており、生活利便性の低下や居住環境の悪化が引き起こされています。

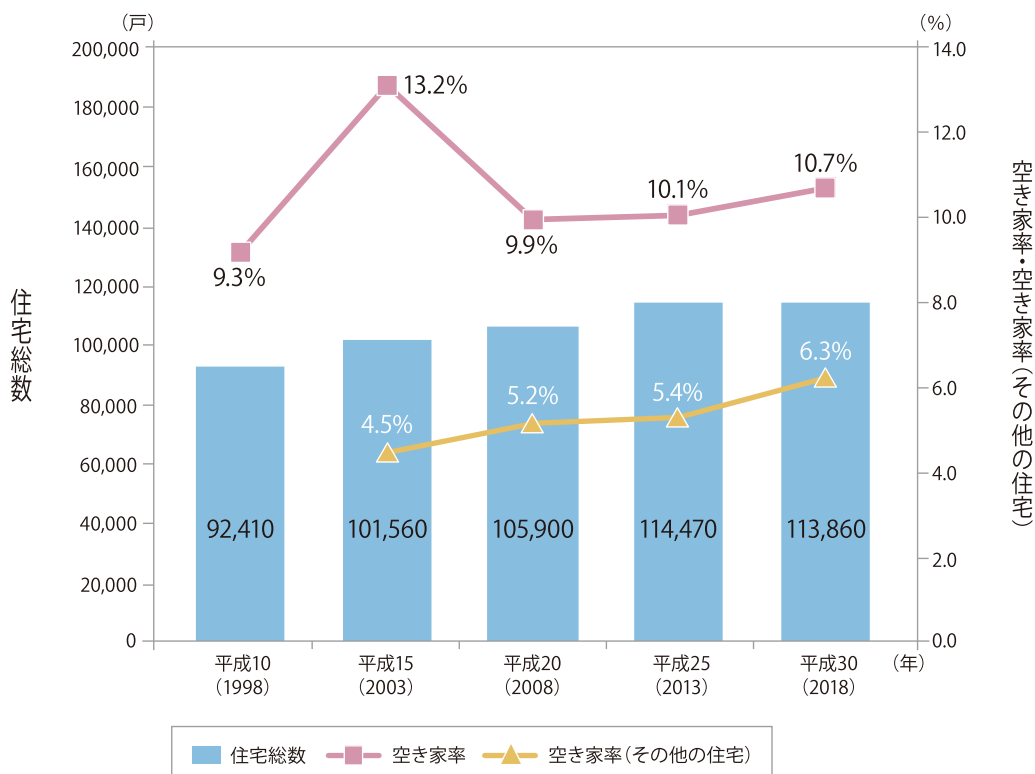
そのような中、各自治体においては、地域の活力を維持するとともに、福祉・医療、居住などの都市機能が確保された、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、各種の都市機能をコンパクトに集約するとともに、交通ネットワークでつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが求められています。

そのほか、都市や地方を問わず、超高齢社会に対応した交通手段の確保など、公共交通に関する課題が顕在化する中で、ICTを活用した新たな移動サービス（MaaS[※]）などの取組も見られています。

本市の主な取組

- JR加古川駅、東加古川駅周辺の活性化に向けて取り組んでいます。
- 交通弱者に対する移動手段の確保や公共交通不便地域[※]への対応を図るため、「かこバス」のルートの増設・再編や「かこバスミニ」の新ルートの導入、デマンドタクシー[※]の導入に向けた実証実験に取り組んでいます。
- 地区計画[※]や田園まちづくり制度[※]などを活用し、地域住民主体のまちづくりを促進しています。
- 空き家、空き地の適正管理に向けた取組を進めています。

■図表8:住宅総数と空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査

10 先端技術

我が国では、Society5.0[※]が提唱される中、ビッグデータ[※]やIoT・AI・ロボット等の先端技術の活用が進みつつあり、5G（第5世代移動通信システム）[※]の導入により、福祉・医療、防災、観光、産業等の幅広い分野における課題が解決され、生活の質の向上や経済の発展が期待されています。

一方、行政分野では、ICTの活用により、行政手続における住民の利便性の向上や業務の効率化・省力化が進められています。

人口減少が進行する中、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持・向上させるため、積極的な先端技術等の導入・活用が求められています。

本市の主な取組

- 見守りカメラや見守りサービスの導入のほか、ICT機器を活用して園児の午睡中の状態確認を行い、保育士の業務効率化を図る取組を推進しています。また、災害情報の伝達に関する取組や、AIを活用した地域課題の解決に向け、軽度認知障害（MCI）の早期発見に関する取組について、実証実験を行っています。
- かこがわアプリ[※]（行政情報アプリ）や行政情報ダッシュボード[※]を開発し、便利で分かりやすい情報発信を進めています。
- RPA[※]（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI-OCR[※]を活用した入力等の事務の効率化を進めています。
- 税や保険料をスマートフォンで納付できるようにするなど、ICTの活用により市民生活の利便性の向上をめざすGovTech[※]（ガブテック）の取組を推進しています。

■図表9：見守りカメラ・見守りサービス



出典：加古川市資料

※Society5.0：

IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出したり、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される社会。

※ビッグデータ

インターネットの普及やICT技術の進化、コンピューターの処理速度の向上などによって、これまで扱ってきたデータ以上に、多様性、リアルタイム性を持ったデータ。

※5G（第5世代移動通信システム）：

5th Generationの略称。超高速、超低遅延、多数同時接続などの特徴を持ち、広い利用シナリオの通信インフラとして利用が期待される次世代の移動通信システム。

※かこがわアプリ：

スマートフォン向けの市公式情報アプリ。ICT技術を活用して、災害情報や子育て情報など様々な行政情報を発信しており、外出先でも簡単に役立つ情報を入手できる。

※行政情報ダッシュボード：

AED設置箇所等の安全・安心をはじめとする各種情報を地図上で重ねて確認できるウェブシステム。

※RPA：

Robotic Process Automationの略称。（詳細は143ページを参照）

※AI-OCR：

手書きや印刷された紙データをスキャナやプリンタ等で読み取り、コンピュータが利用できるデジタル文字に変換する技術（OCR技術）にAI（人工知能）を搭載し、前後の文字や学習データから文字を連想することで従来のOCRに比べ、より高い精度の文字認識を可能にするもの。

※GovTech（ガブテック）：

政府（Government）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語。（詳細は143ページを参照）

※感染症：

病原体がヒトや動物の体内に侵入し、増殖することなどによって起こる病気。

※事業者：

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※テレワーク：

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

11 新型コロナウイルス感染症

我が国においては、新型コロナウイルス感染症[※]が急速に拡大したため、令和2(2020)年4月に「緊急事態宣言」が発出され、感染拡大防止に向けた不要不急の外出自粛や移動制限など、生活様式が大きく変わりました。飲食店等の営業活動自粛やイベントの中止・延期などの要請に伴い、事業者[※]の売上が減少し、事業の継続性や雇用の維持が困難になるなど、社会経済の隅々まで影響を与えています。

一方で、多くの企業では、職場内での感染対策、テレワーク[※]やオンライン会議など従来の働き方からの変革を余儀なくされており、日常生活においては、ソーシャルディスタンスの確保や「3密」(密閉、密集、密接)の回避、人と人との接触機会の低減など、新しい生活様式の実践が進められています。

そのため、住民の安全・安心な暮らしや地域の経済活動を支えながら、住民の生活利便性の向上を図るため、各種手続のオンライン化やICT[※]技術を活用した業務の効率化など、新しい生活様式を踏まえた行政サービスの提供体制の構築が求められています。

本市の主な取組

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、離職者への生活支援給付金の支給や住居の確保など、市民の暮らしを守る取組を進めています。
- インターネット等による子どもたちの家庭学習の支援、学校の再開に向けた感染症対策など、子どもたちを守る取組を進めています。
- 売上が減少した小売業・飲食店等の経営支援、市内の事業者の資金調達に関する支援など、事業継続や雇用維持を支える取組を進めています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗い・咳エチケットの励行、「3密」の回避などの呼びかけや、各種申請手続、産前教室や乳幼児相談等のオンライン化など、新しい生活様式への移行に向けた取組を進めています。

■図表10：新型コロナウイルス感染予防策のピクトグラム



出典：厚生労働省ホームページ

12 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12(2030)年までの国際社会共通の目標です。SDGsには17のゴールと169のターゲットが掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、すべての関係者により、経済・社会・環境を巡る広範な課題に同時解決的に取り組むものです。

日本政府が定めた「SDGs実施指針」においては、SDGsの達成に向けた取組は地方創生※の充実・深化につながるものであり、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映し、部局横断的に取り組んでいくことが重要とされています。

また、国においては、令和元(2019)年12月に、SDGsの推進を組み込んだ「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

そのため、市民、事業者、行政などが連携・協力しながら、積極的に経済・社会・環境の課題解決に取り組んでいくことが求められています。

※地方創生：

人口の減少に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会をつくるための取組。

本市の主な取組

- 「第3次加古川市環境基本計画」に基づく取組にSDGsの考え方を取り入れるなど、SDGsの理念や目標等を関連付けた市の施策の実施や、SDGsの周知・啓発に取り組んでいます。

■図表11：SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センターホームページ

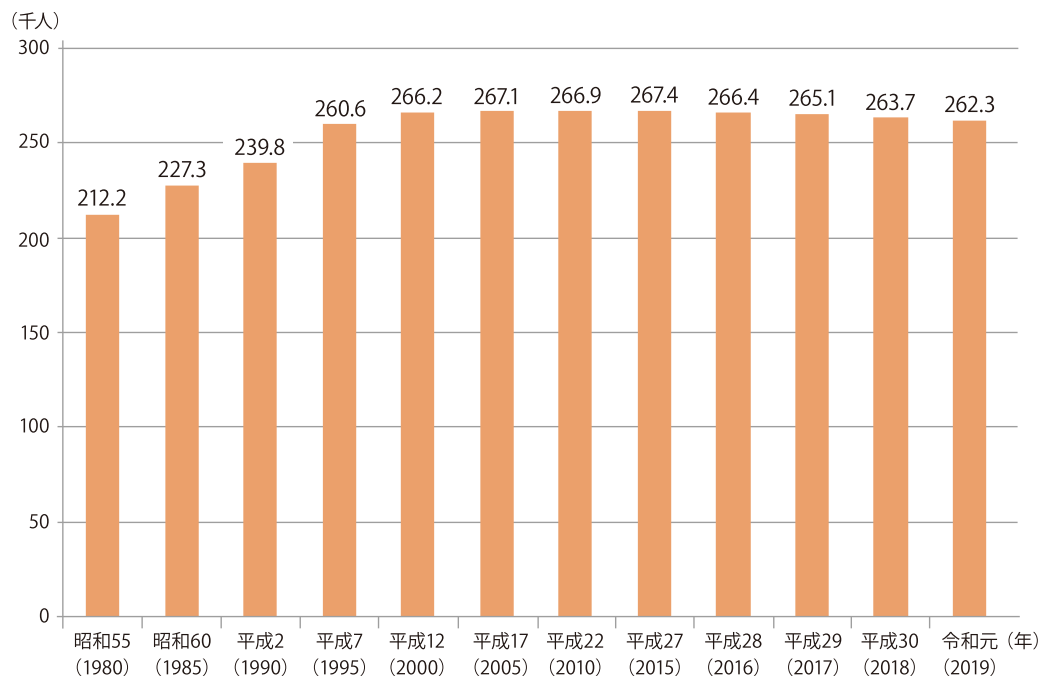
2節 本市の現状

1 人口

(1) 人口

本市の人口は、平成27(2015)年の26万7,435人をピークに減少しています。また、その減少幅は拡大傾向にあります。

■図表12:総人口の推移



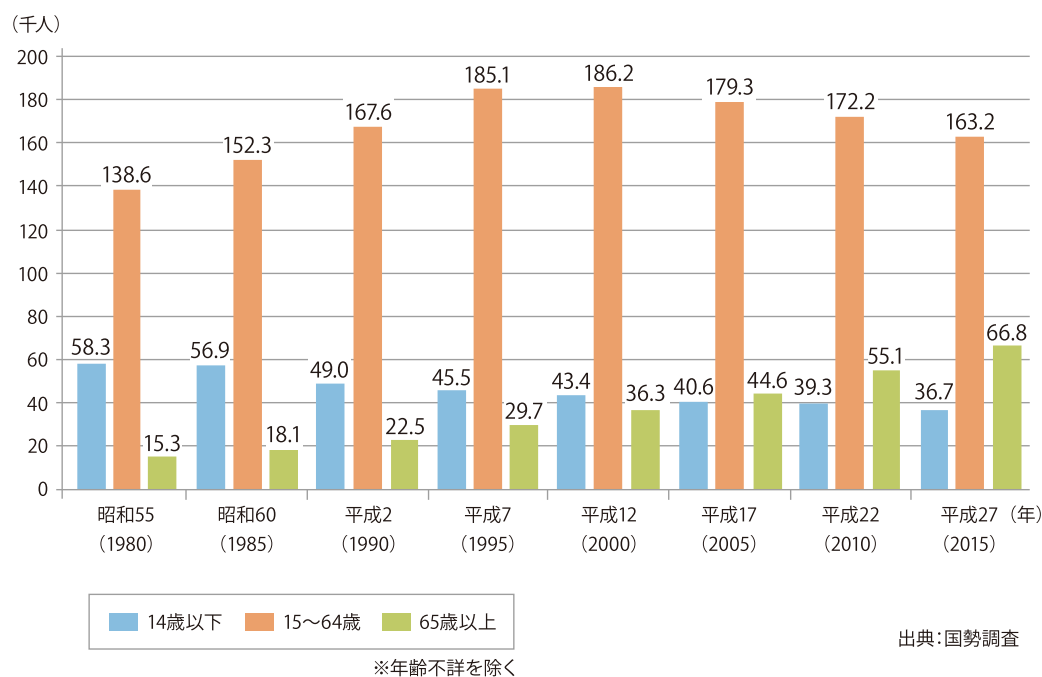
出典:国勢調査・加古川市統計書

(2) 年齢3区分別人口

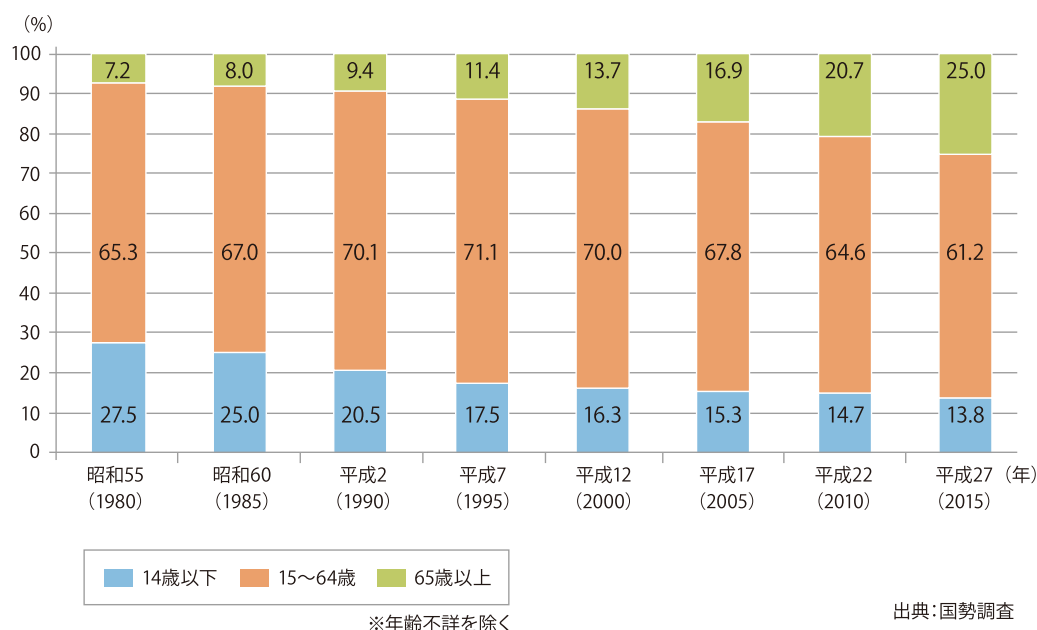
本市の年齢3区分別人口構成比の推移では、65歳以上の高齢化率は、平成27（2015）年に25%となっています。

■図表13:年齢3区分別人口の推移

【実数】



【割合】

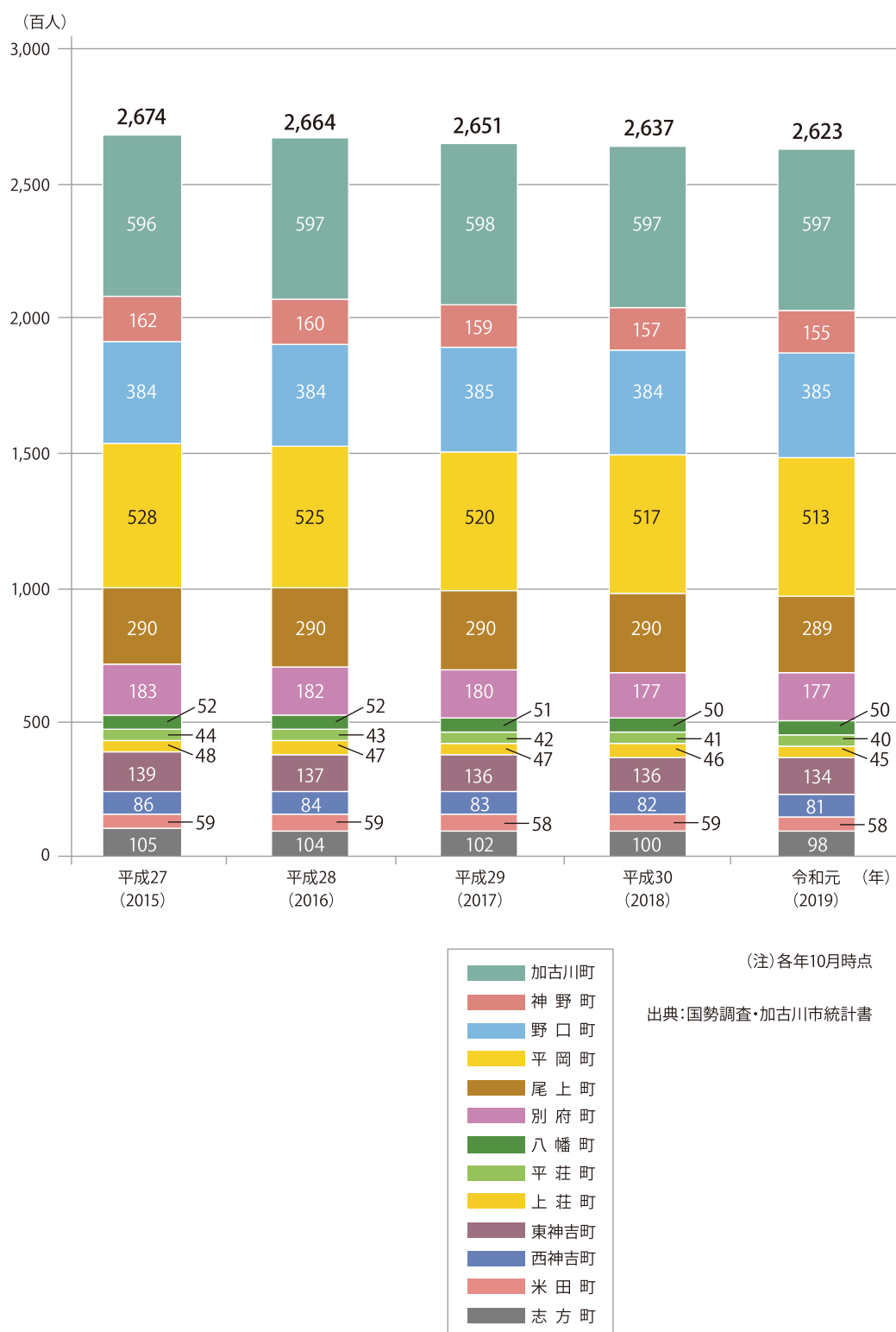


(3) 地区別人口

① 総人口

地区別の人口を見ると、加古川町、野口町では横ばい又は増加傾向にある一方、その他の町では減少傾向にあります。

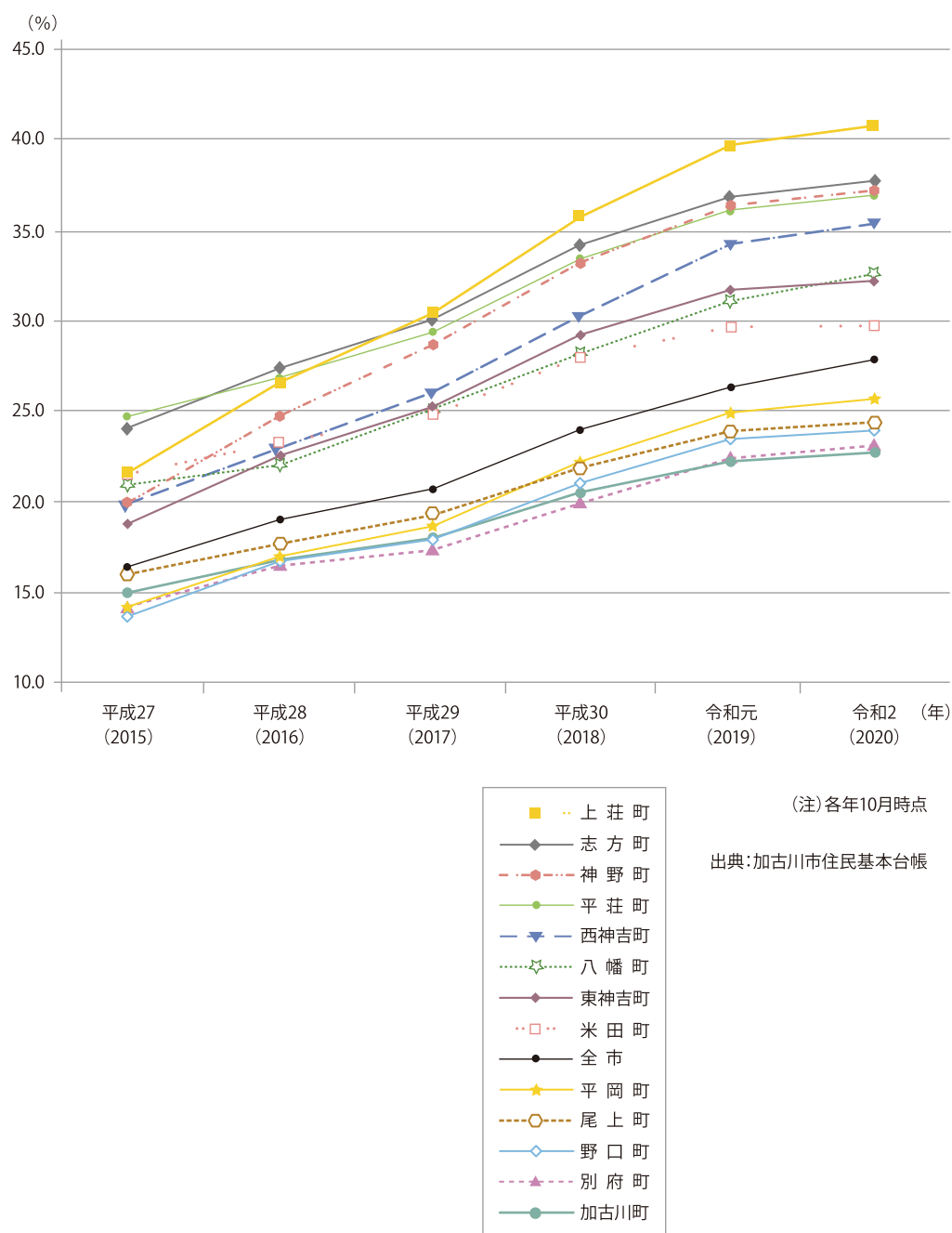
■ 図表14：地区別人口の推移



② 高齢化率

地区別の高齢化率については、令和2(2020)年10月時点で、上荘町は40%を超えており、神野町、平荘町、西神吉町、志方町は35%を超えています。その他の地域でも、地域差はありますが、高齢化が進んでいます。

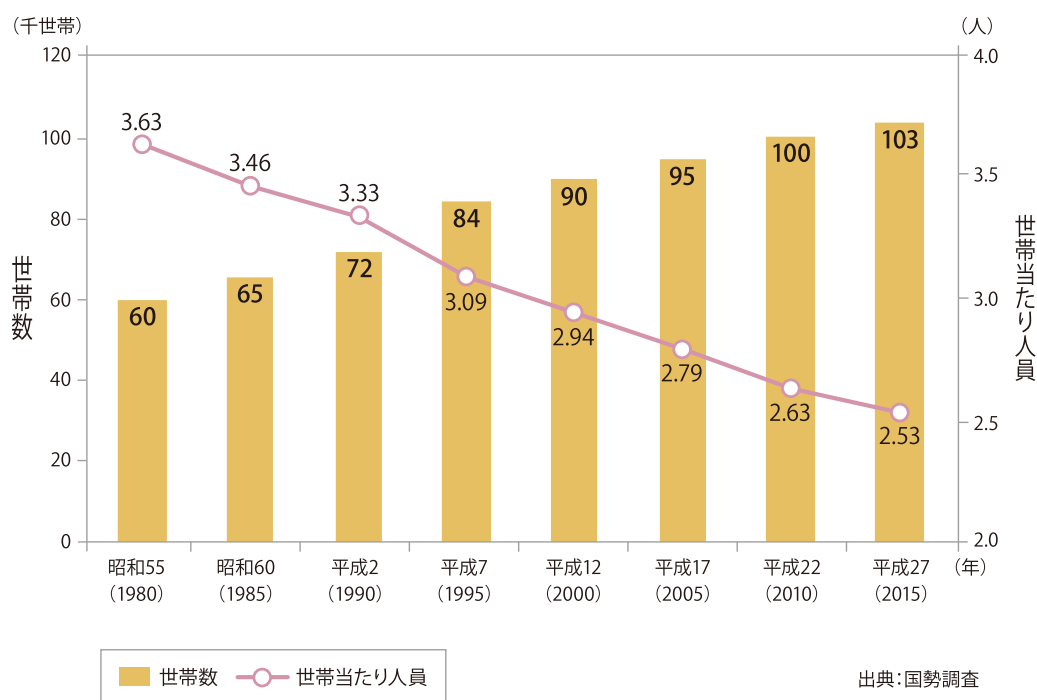
■図表15：地区別高齢化率の推移



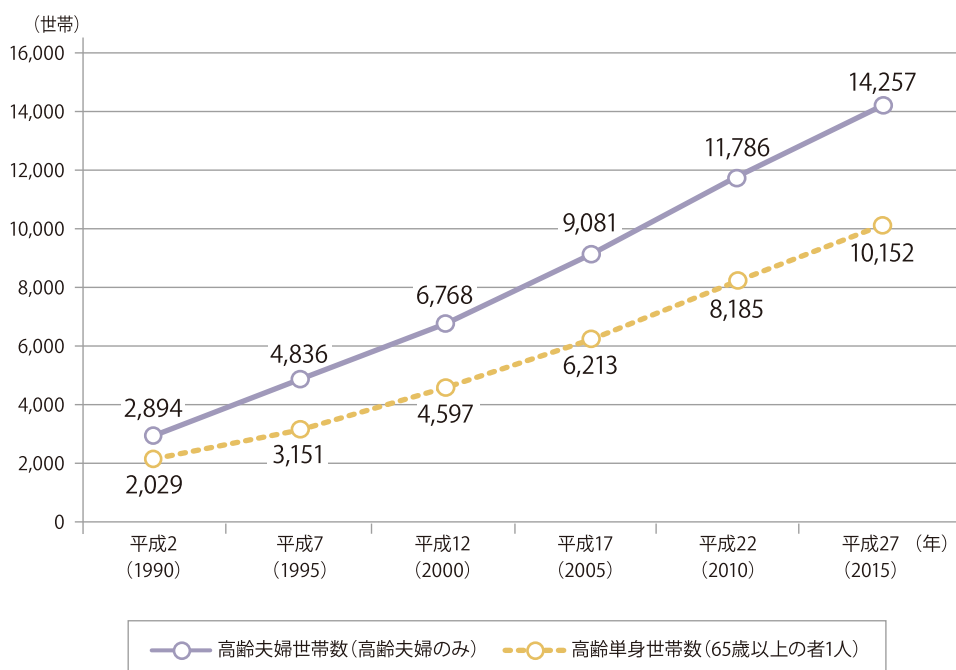
2 世帯数

世帯数は、核家族化、少子化に加え、高齢者の単独世帯化が進み、1世帯当たり人員は、昭和55(1980)年の3.63人から平成27(2015)年の2.53人に減少しています。

■図表16: 世帯数、世帯当たり人員の推移



■図表17: 高齢者単独世帯数等の推移

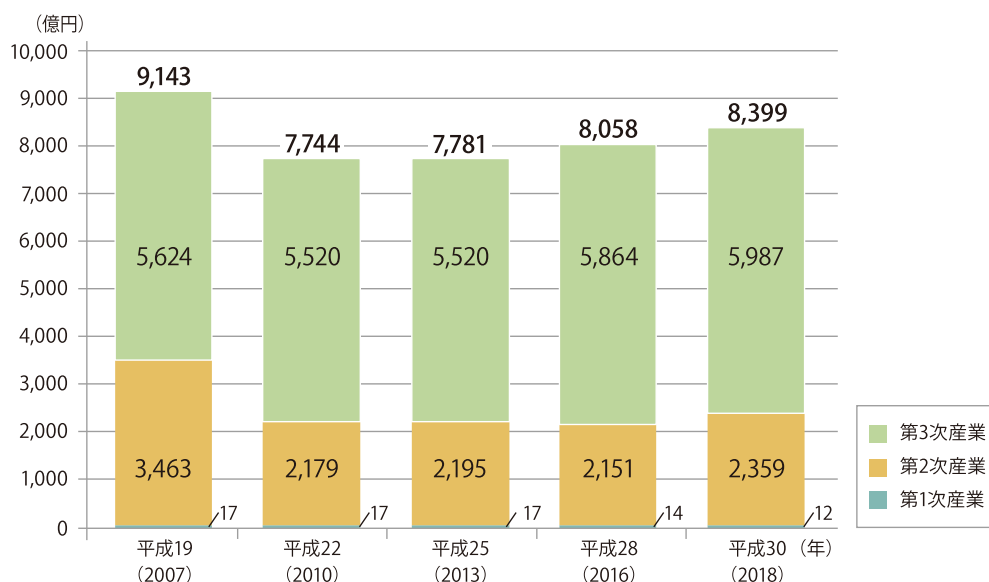


3 経済活動

(1) 経済活動別市内総生産

市内の経済活動別の総生産をみると、第2次産業及び第3次産業が増加傾向にあります。

■図表18:経済活動別市内総生産の推移

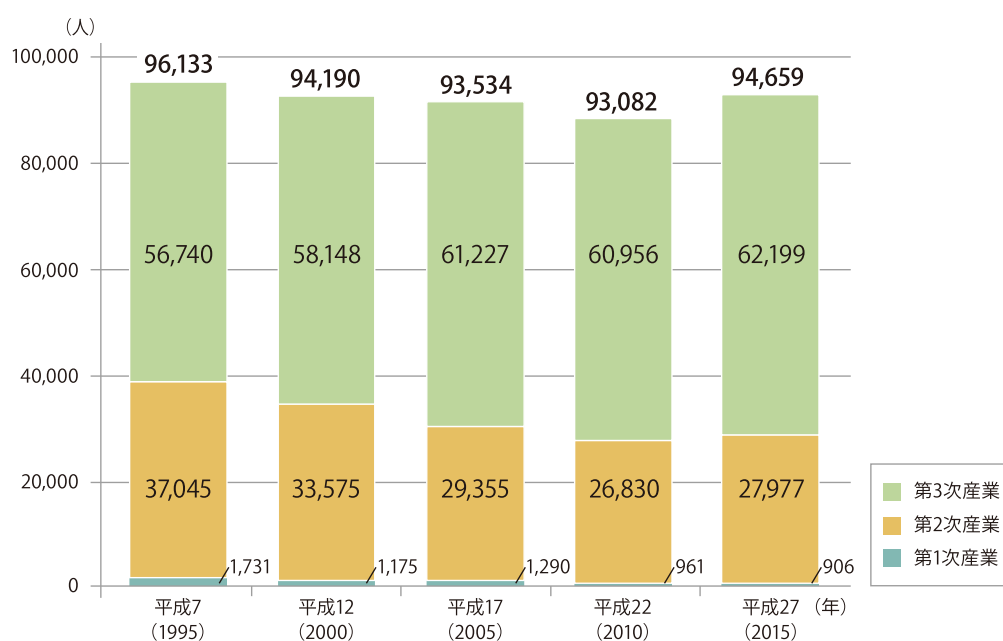


出典:兵庫県市町民経済計算

(2) 経済活動別就業者数

第1次産業及び第2次産業の就業者数は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

■図表19:経済活動別就業者数の推移



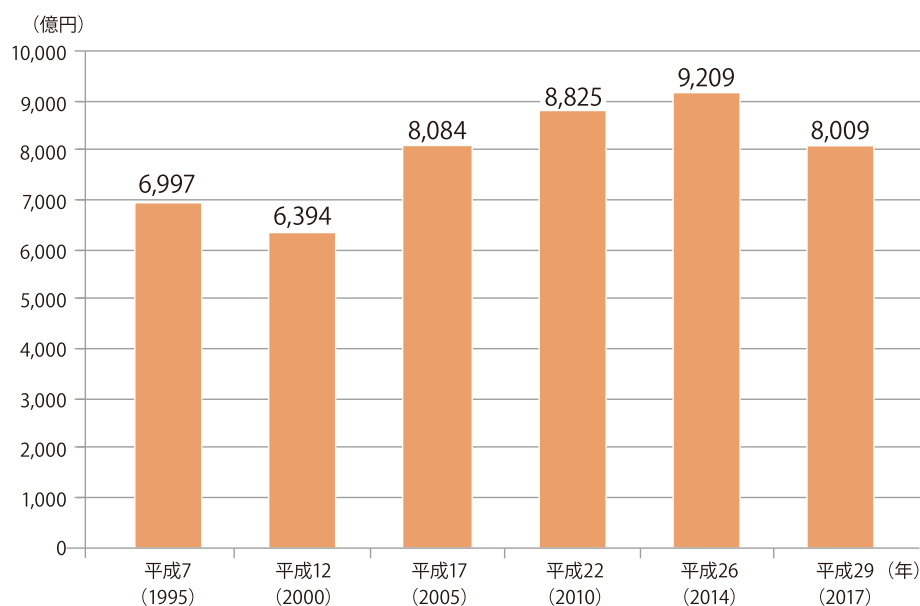
(注) 実績値には「分類不能の産業」が含まれるため、各産業の合計値は一致しない。

出典:国勢調査

(3) 製造品出荷額等

市内製造業の製造品出荷額等は、鉄鋼業の増減に応じて変化しており、平成26(2014)年から平成29(2017)年の間に1,200億円減少し、約8,000億円となっています。

■図表20：製造品出荷額等の推移

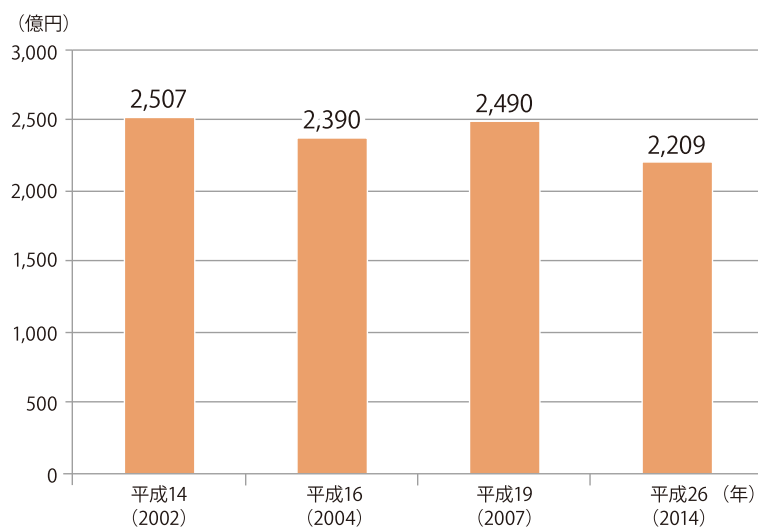


出典：工業統計調査

(4) 小売業商品販売額の推移

市内小売業の商品販売額は、小売業従業者数の減少や売り場面積の縮小により、減少傾向にあり、平成26(2014)年には2,200億円程度となっています。

■図表21：小売業商品販売額の推移



出典：商業統計調査

4 市の財政状況

(1) 歳入の状況(一般会計)

本市の歳入は、平成28(2016)年度以降、800億円を超えています。

そのうち、根幹をなす市税収入は近年堅調に推移しており、令和元(2019)年度決算においては、雇用情勢の改善と企業業績の回復に伴う市民税の増加などにより、403億円となりました。

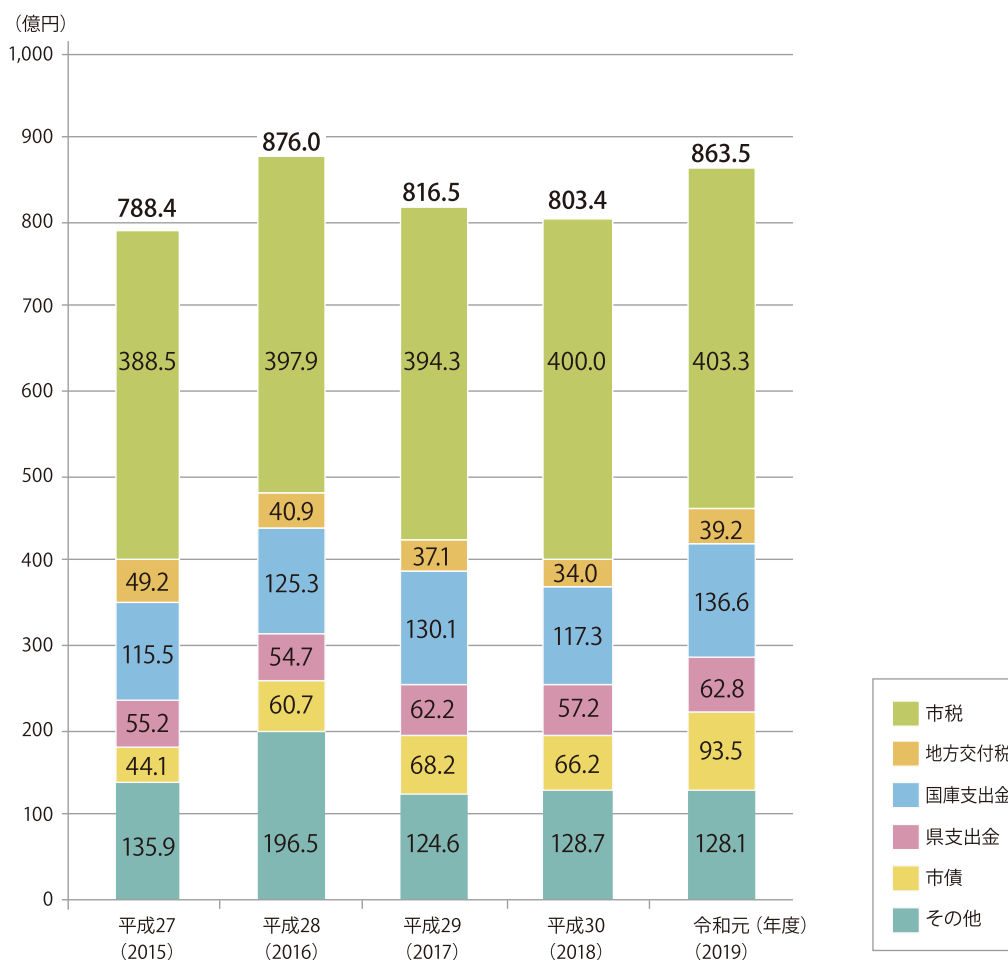
国庫支出金や県支出金については、障害者自立支援給付費負担金のほか、幼児教育・保育の無償化に係る教育・保育給付費負担金の増などにより、令和元(2019)年度決算において増加しています。

市債については、小中学校の空調設備の導入などに係る小学校建設事業債や中学校建設事業債のほか、広域ごみ処理施設[※]整備事業債の発行などにより増加しています。

※広域ごみ処理施設：

令和4(2022)年度から加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で供用を開始する、高砂市に建設中の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設。

■図表22:歳入の推移



出典:加古川市決算

※**扶助費**：

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び地方公共団体が単独で行う各種扶助の経費。

※**公債費**：

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利息の支払いに要する経費。

※**普通建設事業費**：

道路・橋梁・学校・庁舎等の公共施設または公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費。

(2) 歳出の状況(一般会計)

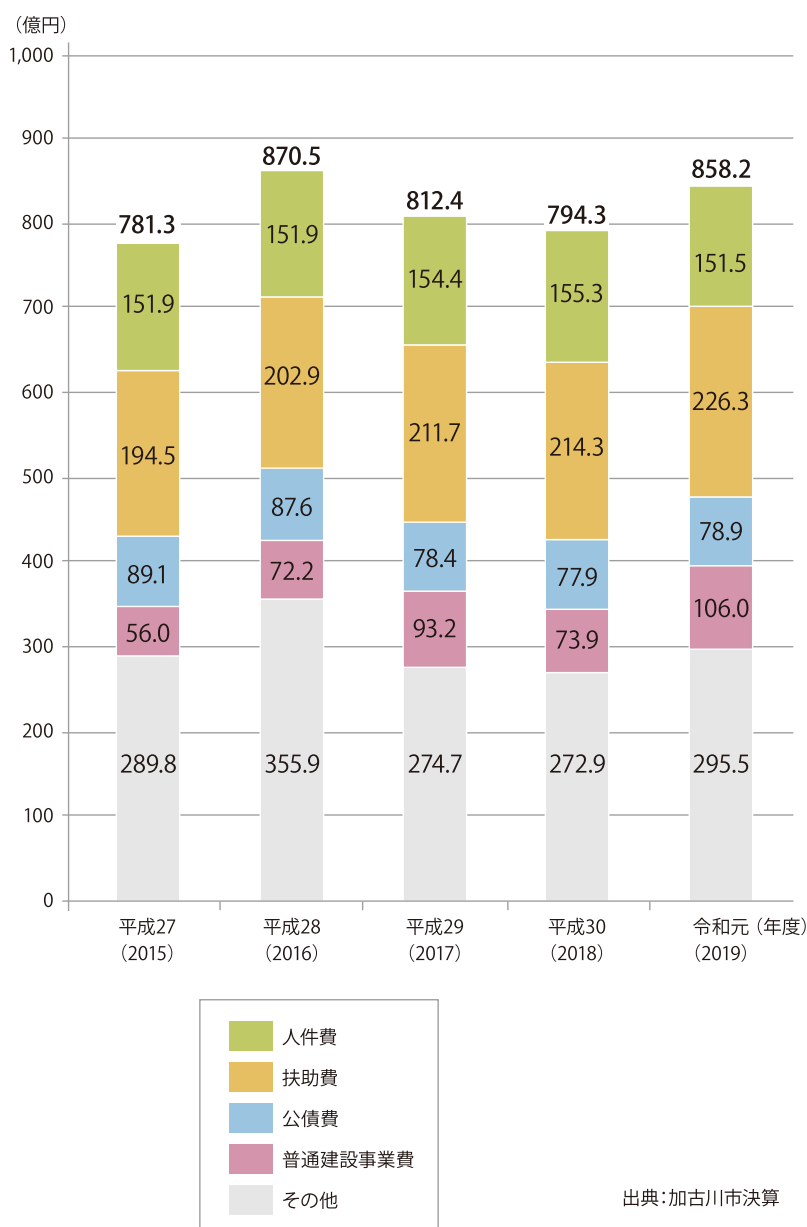
歳出の中で、人件費、扶助費※、公債費※の義務的経費については、平成28(2016)年度以降440億円を上回っており、令和元(2019)年度決算においては、約457億円で歳出全体の約53%を占めています。

人件費は、定年退職者の減少などにより、令和元(2019)年度決算において減少しています。一方、扶助費については、障害者自立支援給付費や教育保育給付費などの伸びに伴い、増加傾向にあります。

公債費については、市債の発行抑制や計画的な償還により、残高が減少傾向にあることに加え、普通建設事業費※の抑制もあって、平成29(2017)年度以降は80億円を下回っている状況です。

普通建設事業費については、小中学校の空調設備導入事業などにより増加しています。

■図表23：歳出の推移



3節 市民意識

本計画の策定にあたり、市の施策に対する市民の満足度と重要度、まちづくり※に対する意見などを把握するため、市民意識調査を実施しました。

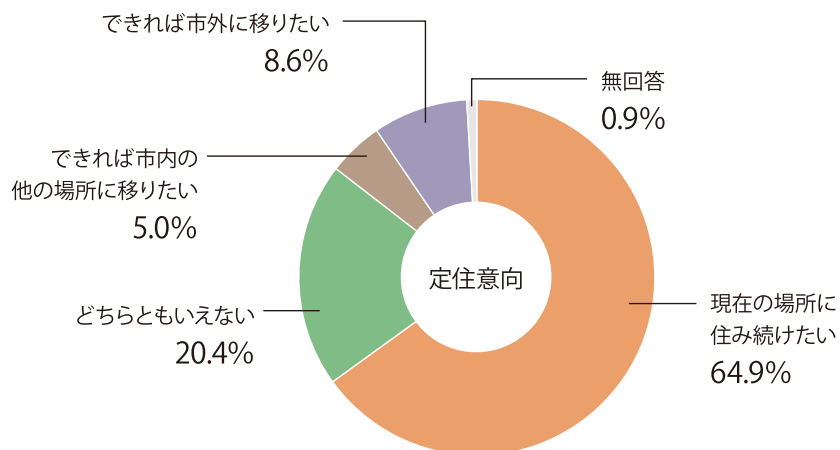
調査は、無作為抽出した18歳以上の市民3,000人を対象として、令和元(2019)年12月5日から12月19日にかけて実施し、1,272人(回収率42.4%)から回答を得ました。

※まちづくり：
道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

1 定住意向

「現在の場所に住み続けたい」という人の割合は64.9%で、約3分の2の回答者が定住意向を示しています。

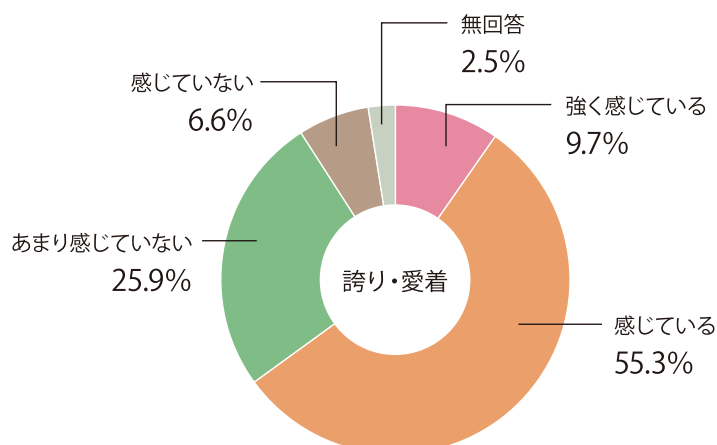
そのほか、「できれば市内の他の場所に移りたい」が5.0%、「できれば市外に移りたい」が8.6%となっており、何らかの転居意向を示している人の割合は13.6%となっています。



2 誇り・愛着

加古川市や現在住んでいる地域に対する誇りや愛着について、「強く感じている」という人の割合は9.7%、「感じている」が55.3%となっており、約3分の2の回答者が本市に誇りや愛着を感じています。

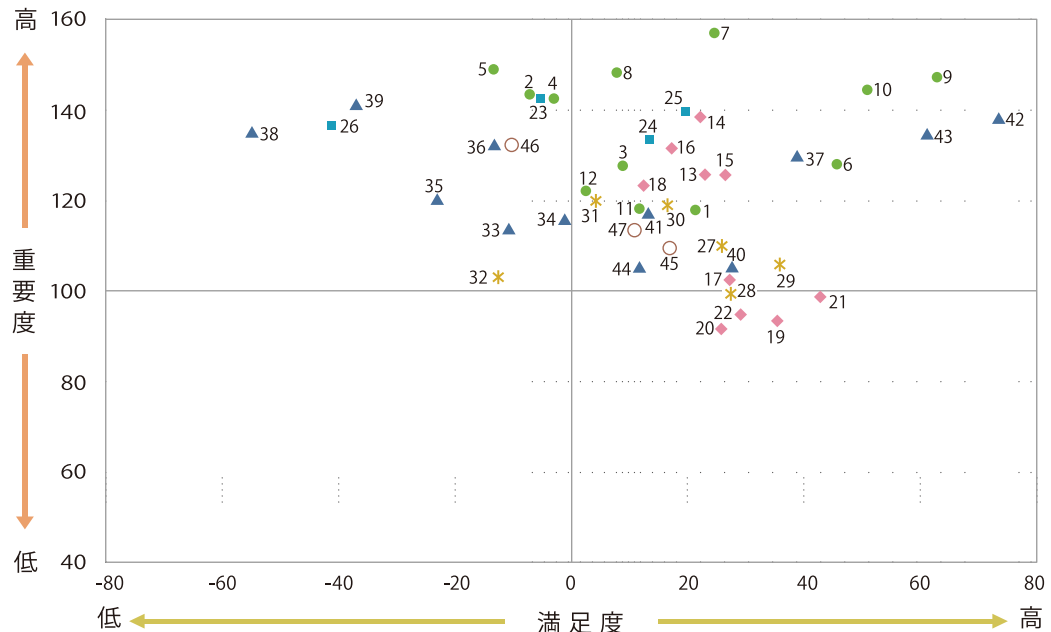
そのほか、「あまり感じていない」が25.9%、「感じていない」が6.6%となっています。



3 満足度・重要度の比較

市民意識調査の結果から、各施策の満足度と重要度の関係を見てみると、「38 バスの便利さ」「26 ポイ捨てやペットのふん害防止」「39 地域内の道路の安全性や便利さ」「35 加古川駅周辺の都心としての魅力」の項目が、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い結果となっています。

【満足度と重要度の関係】



● 安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域での福祉ボランティア活動の広がり
- 2 子育てと仕事両立できる環境
- 3 障がい者に対する支援
- 4 高齢者に対する支援
- 5 介護保険など社会保障制度の適正な運営
- 6 住民健診の充実や健康づくりの推進
- 7 安心できる医療体制
- 8 地域の防災体制
- 9 消防や救急・救命体制
- 10 子どもの見守りやパトロールなどの安全対策
- 11 悪質商法の相談や環境に配慮した消費行動への啓発
- 12 勤労者の福利厚生や労働相談などの勤労支援

◆ 心豊かに暮らせるまちづくり

- 13 就学前教育の内容
- 14 義務教育の内容
- 15 特別支援教育の内容
- 16 教育を支える環境
- 17 生涯学習の機会や環境
- 18 青少年の健全な育成
- 19 スポーツ・レクリエーション活動機会の提供
- 20 文化・芸術に接する機会の提供
- 21 人権教育や人権啓発の推進
- 22 男女共同参画の啓発

■ うるおいのある環境の中で暮らせるまちづくり

- 23 大気や水質・騒音などの環境対策
- 24 自然環境の保全
- 25 ごみの減量・不用品のリサイクルの推進
- 26 ポイ捨てやペットのふん害防止

★ にぎわいの中で暮らせるまちづくり

- 27 農業の振興
- 28 水産業の振興
- 29 工業の振興
- 30 地場産業の振興
- 31 商業の振興
- 32 観光の振興

▲ 快適に暮らせるまちづくり

- 33 秩序だった土地利用や建物の配置
- 34 景観や、まちなみの美しさ
- 35 加古川駅周辺の都心としての魅力
- 36 幹線道路の整備
- 37 鉄道の便利さ
- 38 バスの便利さ
- 39 地域内の道路の安全性や便利さ
- 40 住宅の供給
- 41 公園・緑地や水辺の整備
- 42 水道水の供給
- 43 下水道の整備
- 44 ICT(情報通信技術)を活用した地域の情報化

○ まちづくりの進め方

- 45 市民活動や行政との協働
- 46 行政の効率化
- 47 近隣都市との広域的な連携

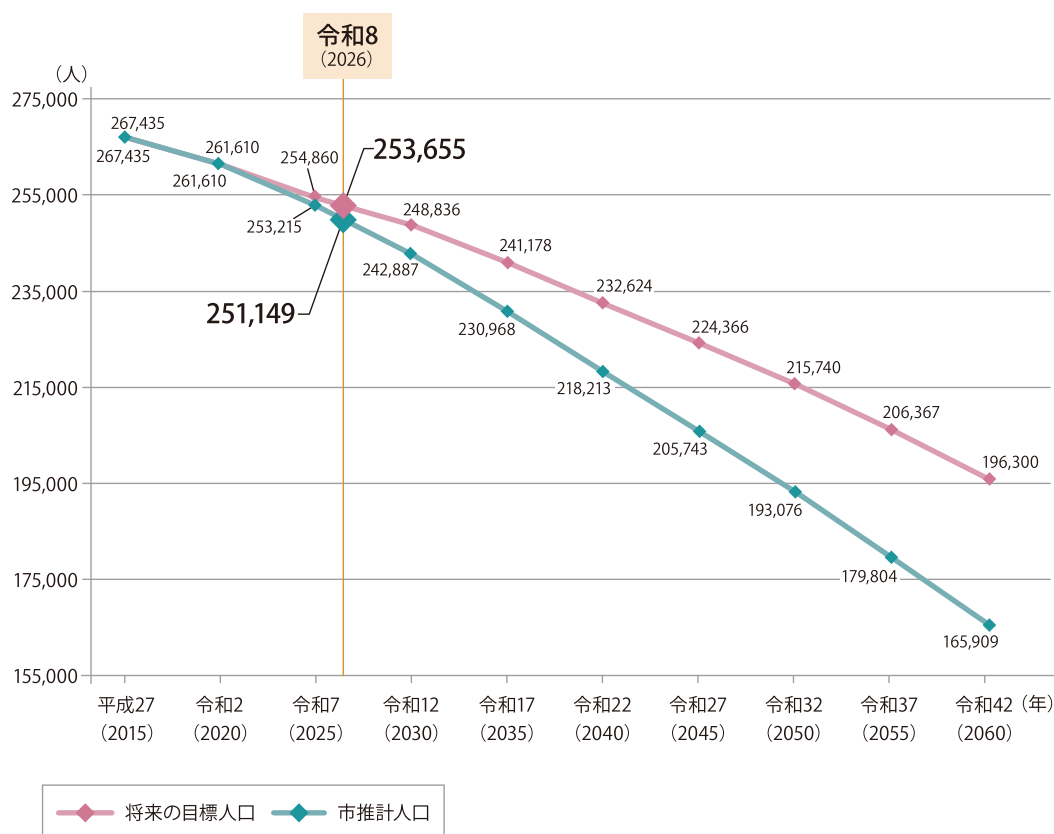
将来の目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出した本市の総人口は、令和8(2026)年に約25万1千人、令和42(2060)年には約16万6千人になると推定されます。

人口減少、少子高齢化が進行することにより、医療・福祉などの生活関連サービスの縮小、
 税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の縮小や撤退、空き家・空き地・耕作
 放棄地[※]等の増加、さらには、地域コミュニティの機能低下など様々な問題が生じることが
 予測されます。

そのため、総合計画に基づく取組を着実に進め、市民生活の質の向上を図りながらも、「加古川市
 まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」や各個別計画との連携のもと、積極的かつ効果的に、転出
 超過の抑制と出生率の維持・向上に資する施策に最大限取り組むことで、将来の目標人口と
 して令和8(2026)年に約25万4千人、令和42(2060)年には約20万人の確保をめざします。

■図表24: 将来の目標人口と市推計人口



(注) 市推計人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出

平成27(2015)年は国勢調査による実績値、令和2(2020)年以降はコーホート要因法[※]による推計値

※耕作放棄地:

農林業センサスにて定義されている用語で、所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない土地。

※加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略:

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生を実現するための総合的かつ分野横断的な計画であり、地方版総合戦略に位置付けられる。

※コーホート要因法:

男女別・5歳階級別人口のまとまり(コーホート)について、出生、死亡、転入、転出の経年的な増減傾向を用いて将来人口を推計する方法。

6章

まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

**ひと・まち・自然を大切にし
ともにささえ はぐくむまちづくり**

本市は、平成12(2000)年に「ウェルネス都市 加古川」を宣言しました。

「ウェルネス」とは、運動、栄養、休養だけでなく、幅広く生きがいや人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的に、健康な心身でいきいきと毎日を過ごすことを意味しており、「ウェルネス都市」の実現をめざして取り組んできました。

今後も、「ウェルネス都市」の理念を継承しつつ、本市で生活するすべての「ひと」、活気ある「まち」、豊かな「自然」を大切にしまちづくり※を進めます。

また、人口減少等に伴う様々な課題を克服するため、すべての市民、事業者※などが互いを思いやり支えあいながら、行政と一体となって、より一層の協働※によるまちづくりを進めます。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※事業者：

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざままちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

7章

将来の都市像

将来を見据えた、長期的な取組により実現をめざす本市のまちの姿として、将来の都市像を次のとおり定めます。

**夢と希望を描き
幸せを実感できるまち 加古川**

社会経済の成熟化とともに、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の価値観は変化しており、ライフスタイル※の多様化が進んでいます。

また、多様な生き方が選択できる社会へと変容しつつある中、一人一人の価値観が尊重されるとともに、個性や能力が発揮できる社会の実現が求められています。

このような中で、本市が持続的に発展を遂げるため、本市で生活するあらゆる世代が、日々の生活の中に幸せを実感することができ、とりわけ未来を担う子どもたちや若い世代が、将来に夢や希望を描くことができるまちをめざします。

※ライフスタイル：

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えて、その人らしさを示す際に用いられる。

まちづくりの基本目標

将来の都市像を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

1 心豊かに暮らせるまち

未来を担う子どもを健やかに育むとともに、誰もが学習やスポーツ・文化活動などの生涯にわたる生きがいをもち、互いに尊重しあいながら、心豊かに暮らせるまちをめざします。

2 安心して暮らせるまち

市民が互いに支えあいながら、毎日を自分らしく、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

3 活力とにぎわいのあるまち

農業や工業、商業等の産業を振興するとともに、産業相互の連携による相乗効果を生み出し、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

4 快適なまち

地域の特性を生かしながら、暮らしを支える都市基盤※が整備された快適なまちをめざします。

5 うるおいのあるまち

地域や地球全体の環境を保全するとともに、水と緑を身近に感じ、美しい生活環境が守られた、うるおいのあるまちをめざします。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

9 章

まちづくりの方向(施策の大綱)

1 心豊かに暮らせるまち

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

結婚の希望が叶い、安心して出産、子育てができるよう、社会全体で応援する機運を醸成し、結婚期から子育て期までのライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することで、子どもを健やかに育むまちづくり※を進めます。

また、子どもたちの個性や能力を尊重しつつ、発達や学びの連続性を重視した就学前教育・保育や義務教育、特別支援教育※の充実に取り組みます。

さらに、安全で快適な学習環境の整備を図るとともに、学校園・家庭・地域の協働※による学校づくりを推進し、子どもたちが社会に積極的に参画することができる「生きる力※」を育みます。

(2) 地域における教育・学習環境を整備する

誰もが自由に学習することができ、習得した知識や能力を社会や地域で生かすことができるよう、生涯学習※を推進します。

また、家庭や地域における教育力※の向上に取り組むとともに、学校園・家庭・地域が連携し、様々な体験や交流を通じて豊かな人間性を涵養※するなど、子どもたちの健全な成長を促進します。

(3) スポーツや文化・芸術を振興する

誰もがいきいきと過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、多様な文化が共生する社会を構築するため、歴史資源の保存・活用、文化・芸術活動の促進に取り組むとともに、国際化の推進を図ります。

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

市民一人一人の人間としての尊厳や基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

また、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※特別支援教育:

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※協働:

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※生きる力:

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた力。

※生涯学習:

学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。

※教育力:

家庭・学校・地域社会において、子どもたちに学力のみならず、社会のルールやマナーなどを身に付けさせていく力。

※涵養:

自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。

※障がい:

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい[※]者、生活に困窮している人などに対し、地域の様々な資源を活用した包括的な支援の充実を図ります。

また、社会参加や生きがいづくりを促進し、自分らしく暮らせるまちづくり[※]を進めます。

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

子どもから高齢者まで、ともに支えあい、健やかに暮らすことができるよう、市民の自主的な健康づくりを促進するとともに、いつでも安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の充実に努めます。

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

あらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守るため、災害予防対策や災害時対策を推進するとともに、消防・救急体制を充実します。

また、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちをつくるため、防犯・交通安全に対する意識の向上に努めるとともに、防犯・交通安全対策を推進します。

さらに、安全・安心な消費生活の実現をめざした啓発を推進するとともに、関係機関との連携による被害の未然防止を図ります。

一方、市民が安心して働き、仕事と生活の調和がとれた暮らしを営むことができるよう、就業機会の確保、労働環境の向上を図るとともに、働き方改革を推進します。

3 活力とにぎわいのあるまち

(1) 農業・水産業を振興する

農業の持続的な発展をめざし、有害鳥獣等による農作物への被害の低減対策など生産基盤の整備・保全を進めるとともに、見土呂フルーツパークを活用し、農業を通じた地域の活性化を図ります。

また、水産業の持続的な発展をめざし、資源管理型漁業[※]を促進するなど生産基盤の整備・保全を進めるとともに、漁業経営の安定化を図ります。

(2) 工業・地場産業を振興する

工業の持続的な発展をめざし、関係機関との連携による経営者支援など工業経営の安定化を図るとともに、産業適地の確保に努め、企業立地を促進します。

また、地場産業[※]を維持・継承するため、担い手の創出や経営の安定化を図るとともに、独自の技術や技能を生かした商品開発など、地場産業の活性化を促進します。

(3) 商業・観光を振興する

にぎわいのあるまちをめざし、空き店舗のさらなる利活用を進めるなど中心市街地の商業やサービス業の活性化を促進するとともに、流通機能の充実を図ります。

また、交流人口[※]の増加と地域の活性化をめざし、さらなる食の観光化を推進するなど資源を有効に活用するとともに、広域連携の強化や効果的かつ魅力的な情報発信を行うことで、誘客促進に努めます。

※資源管理型漁業:

漁業者が主体となって、地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図り、将来にわたって漁業経営の安定、発展をめざす漁業のこと。

※地場産業:

ある特定地域において存在する伝統的な工業のこと。具体的には、地元資本をベースとする中小企業が一定の地域(おおむね県内)に集積しつつ、地域内に産出する物産等を主原料とし、または集積された経営資源(技術、労働力、資本等)を活用して他地域から原材料を移入し、これを加工するとともに、その製品の販路として、地域内のみならず地域外にも指向するもの。

※交流人口:

定住人口(居住者)とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により、地域の活性化に結びつく人々のこと。

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※集約型都市構造：

中心市街地や駅周辺などを、都市機能の集約を促進する拠点として位置付け、集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携する都市構造のこと。

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※コミュニティ交通：

それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

持続可能なまちづくり[※]を進めるため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能[※]の適切な誘導と集積により、集約型都市構造[※]への転換を進めます。

また、都心・副都心における多様な都市機能の効果的な誘導と集積、面的整備事業の推進による魅力的な都市空間の形成を図るとともに、地域拠点における都市機能の確保を図ります。

一方、安全で円滑な道路交通の実現を図るとともに、経済活動の活性化や生産性の向上をめざし、関係機関と連携した幹線道路[※]ネットワークの形成を図ります。

また、港湾における海上物流機能の強化を図ります。

さらに、コミュニティ交通[※]の充実など持続可能な公共交通の再構築を進めるとともに、鉄道の利便性向上を促進します。

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

秩序あるまちなみと、地域特性を生かした良好な景観の形成をめざし、住民主体によるまちづくりを支援するとともに、面的整備事業に向けた取組を推進します。

また、災害に強い都市基盤[※]の整備を図るとともに、防犯・交通安全に寄与する環境整備を推進します。

さらに、道路の整備改良、橋梁等の維持補修を進め、地域内道路の安全確保を図るとともに、安全・安心な居住環境の形成に向けた取組を推進します。

一方、安全で良質な水道水の安定的な供給や、下水道の計画的な整備による機能の維持を図り、快適で衛生的な生活環境の創出を図ります。

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

地球温暖化[※]や、大気、水などの環境汚染の防止を推進するため、市民や事業者[※]などの協力・連携による環境保全意識の啓発を促進し、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。

また、地域の自然環境を保全するため、里山林[※]の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

持続可能な循環型社会[※]の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。

また、清潔で美しい生活環境をつくるため、市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、水環境の保全に向けた取組を進めます。

(3) 水と緑の空間を形成する

公園等の整備や管理を通じて、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざすとともに、水と緑に親しみ、うるおいややすらぎを感じられるまちづくりを進めます。

※地球温暖化:

二酸化炭素等の温室効果ガスが、人間の経済活動などによって増加し、地表面から放出される赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の日度を上昇させること。

※事業者:

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※里山林:

人の集落の近くにあり、生活利用のために人手が加えられて環境が維持されている山や林。

※循環型社会:

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

まちづくりの進め方

まちづくりの基本理念に基づき、基本目標を達成し、将来の都市像を実現するため、次のとおり、まちづくり[※]を進めます。

(1) 多様な主体と行政との協働

市民、市民活動団体、事業者[※]、大学等多様な主体が、行政と一体となって、様々な課題を共有し、連携・協力して解決に取り組む協働[※]によるまちづくりを進めます。

また、町内会や自治会などの地域コミュニティ団体の活性化を図り、地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

(2) シティプロモーションの推進

シビックプライド[※]を醸成するため、市政情報の的確な発信や広聴活動の充実を図るとともに、市が有する様々な魅力を積極的に活用し、戦略的かつ効果的に発信するなど、シティプロモーション[※]を推進します。

(3) 効果的・効率的な行財政運営

市民ニーズと新しい生活様式を踏まえた質の高い行政サービスの提供に向け、組織力・職員力の向上、経営基盤の堅持、先端技術を活用した情報化を進めます。

また、各施策を連携させながら効果的に実施し、様々な分野における課題の解決に努めます。

(4) 広域的なまちづくりの推進

都市間共通の課題に対して、スケールメリット[※]を生かした積極的かつ戦略的な都市間連携を推進します。

また、地域の活性化を図るため、交流人口[※]や関係人口[※]の創出・拡大を図ります。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※事業者：

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

※シビックプライド：

都市に対する市民の誇りや愛着心。

※シティプロモーション：

交流人口や定住人口の確保等により地域を持続的に発展させるため、地域の魅力を内外に向け発信するなど、知名度の向上や地域住民の愛着度の形成を図るための取組。

※スケールメリット：

同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。規模のメリット。

※交流人口：

定住人口(居住者)とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により、地域の活性化に結びつく人々のこと。

※関係人口：

定住人口(居住者)でもなく、交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

11章

都市空間の利用の方向性

本市は、播磨平野を貫流する県内最大の河川「加古川」の下流に位置しています。播磨灘に面し、大規模な製鉄工場や関連企業、工場などが集積する臨海部、鉄道や幹線道路[※]等が横断し、市街地が広がる南部及び中央部、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめ、農地やため池等の自然豊かな北部の3つの地域で構成され、それぞれの特性が生かされた都市空間を形成しています。

一方で、高度経済成長期の人口増加や核家族化の進行などを背景とした住宅市街地の拡大、ロードサイド型の大規模集客施設の分散立地など、拡散型の都市構造となる中、無秩序な市街化の防止や都心等における都市機能[※]の強化、良好な居住環境の形成に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少・超高齢社会においては、必要な都市基盤[※]の整備を進めつつ、各拠点に応じた都市機能の誘導と集積を図るとともに、拠点間等を交通ネットワークで有機的に連携させるなど、コンパクトで持続可能な都市構造への転換が必要です。

このような現状を踏まえ、「市域の基本的構成と整備方針」、「都市拠点と基幹交通体系」、「土地利用の基本方針」及び「生活圏と行政サービスの展開の方向性」を定め、計画的な土地利用を図るとともに、それぞれの地域が持つ特性を生かしながら、活力あるまちづくりを推進します。

※幹線道路:

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※都市機能:

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※都市基盤:

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

1節 市域の基本的構成と整備方針

これまで進めてきた「臨海部」「南部及び中央部」「北部」に市域を区分するという土地利用を継承しつつ、各地域の特性を生かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

1 臨海部

臨海部は、大部分が工業専用地域に指定されており、製造業を中心とする工場が集積し、播磨臨海工業地帯の一翼を担うとともに、本市の経済活動の中心として活発な生産活動が続けられています。

また、工場に隣接する港湾では、工業原料や製品などの物流拠点としての機能を果たすとともに、沿岸漁業の基地、さらには市民のレクリエーションの場としても活用されています。

このため、臨海部においては、主に製造業を中心とする生産活動の振興や漁業活動の振興を図るとともに、海辺を生かした魅力ある親水※空間としての活用を促進します。

2 南部及び中央部

南部及び中央部は、住居系の土地利用とともに商業・サービス業などが集積し、本市のみならず東播磨地域の拠点として多様な都市活動が展開されています。とりわけ、都心（JR加古川駅周辺）や副都心（JR東加古川駅周辺、山陽電鉄別府駅周辺）には商業・サービス機能が集積しています。

このことから、都心や副都心においては、既存の都市基盤※を生かしつつ、商業・業務、医療・福祉、居住などの都市機能※の誘導と集積、土地の高度利用の促進など、地域の活性化を図り、その拠点性を高めます。特に、JR加古川駅周辺の中心市街地の活性化やJR東加古川駅周辺の教育・文化機能を生かしたまちづくり※を進めます。

また、国や県との連携のもと、加古川橋の架け替え、国道2号の対面通行化、播磨臨海地域道路やJR東加古川駅周辺連続立体交差に関する取組など、将来の基幹となる都市基盤の整備を進めるとともに、これらの整備による将来の姿を見据えた土地利用を図ります。

一方、住居系の地域においては、地区計画※などの規制誘導策を適切に活用し、快適で魅力的な居住環境の形成に努めます。また、幹線道路※沿線の地域については、その利便性を生かしつつ、立地特性に応じた土地利用を進めます。

さらに、工業系の地域においては、住宅、商業施設、工場の無秩序な混在を防ぎ、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

※親水：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード（物的）面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※地区計画：

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

3 北部

北部は、大部分が市街化調整区域※であり、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめとする貴重な森林資源や田園環境の広がる緑豊かな地域となっています。

また、平荘湖や権現湖、多数のため池など豊かな水辺空間にも恵まれています。

そこで、この地域においては、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、既存施設を有効に活用しながら、憩いとやすらぎの空間として活用します。

また、農業振興地域※を中心とする田園部においては、主に農業生産活動と市民生活が一体となって営まれていることから、農業の生産基盤を保全し農業の振興を図る一方、既存の集落においては、地区計画や田園まちづくり制度※などを活用することにより、地域特性を生かした住民主体のまちづくりを支援し、周辺環境と調和した良好な居住環境の保全と確保に努めます。

なお、北部地域の持続可能なまちづくりを促進するため、既存施設の再編や再整備による地域の活性化を図るとともに、まちのまとまりを重視した土地利用の実現を図ります。

特に、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、生産・流通等の立地需要に対応し、適正な土地利用の誘導を図ります。

※市街化調整区域：

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

※農業振興地域：

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがある等の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

※田園まちづくり制度：

市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

2節 都市拠点と基幹交通体系

持続可能な都市構造へと転換していくため、都市機能[※]の集積を図る地域を都市拠点として位置付け、各拠点規模に応じた機能の充実を促進し、活性化を図ります。また、都市拠点間、さらには東播磨地域や阪神都市圏など広域における役割分担や連携を踏まえつつ、基幹交通体系の形成を図るとともに、公共交通網の充実をめざします。

1 都市拠点

(1) 加古川都心

JR加古川駅周辺地区においては、東播磨都市圏の核として、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、国や県との連携のもと、国道2号の拡幅・対面通行に向けた取組を進め、土地利用の活性化を図ります。

とりわけ、加古川駅北地区の高度利用を進め、周辺の低未利用地の利活用を促すことで、文化・健康などの都市機能のさらなる集積と都心居住を促進し、駅南地区においても、面的整備事業を推進し、防災性や回遊性の向上を図ることにより、多様な世代が集い、過ごすことができる、にぎわいと魅力あふれる都市拠点の形成をめざします。

(2) 東加古川副都心

JR東加古川駅周辺地区においては、都心との機能分担を図りながら、連続立体交差事業に合わせた都市基盤[※]整備と、それに伴う都市機能の連携を強化し、教育・文化を中心としたまちづくり[※]を推進します。

(3) 別府副都心

山陽電鉄別府駅周辺地区においては、既存の商業、居住などの多様な都市機能の集積とともに、港湾機能、レクリエーション機能等との連携のもと、副都心にふさわしい都市機能の確保に努めます。

(4) 地域拠点

都心・副都心以外の鉄道駅周辺地区及び志方町中心部を地域拠点と位置付け、各拠点の規模に応じた生活利便施設の誘導を図ります。また、拠点間の持続可能な公共交通網の再構築を進めます。

(5) 生産・流通等の拠点

臨海部や工業団地における既存の工業集積地域を生産・流通等の拠点とするとともに、立地需要に対応して周辺環境と調和した拠点の拡充を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路※沿いなど交通利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

※**幹線道路**：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

(6) レクリエーション等の拠点

北部における加古川ウェルネスパークや見土呂フルーツパーク、加古川運動公園など既存施設を活用しながら、レクリエーション拠点を形成します。

また、加古川河口部や河川敷、別府みなと緑地、平荘湖、権現湖などの親水※空間や、既存の公園・緑地空間を有効に活用し、水と緑のネットワークを形成するなど、レクリエーション拠点の魅力の向上を図ります。とりわけ、日岡山公園及びその周辺地区においては、豊かな自然や多くの歴史的資源、スポーツ施設等を生かし、子どもから高齢者までの多様なニーズに応じた、誰もが気軽に訪れ、楽しむことができる空間づくりを推進します。

※**親水**：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

さらに、幹線道路整備を推進し、都心・副都心や地域拠点からのアクセス性を高めるとともに、レクリエーション拠点の積極的なPRを通じて、交流人口※・関係人口※の増加を図ります。

※**交流人口**：

定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により、地域の活性化に結び付く人々のこと。

※**関係人口**：

定住人口（居住者）でもなく、交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

※環状線(外環状線、中環状線、内環状線):
都心の中心地域から、市街地へ、さらに周辺都市に向かって放射状に延びた道路をリング状につないでいる道路。

2 基幹交通体系

(1) 東西軸

国土幹線軸である山陽自動車道を北部における東西軸として広域的な連携を図るとともに、国道2号線、加古川バイパス及びJR山陽本線を中央部における東西軸と位置付け、阪神都市圏や西播磨地域との連携を強化します。特に内環状線※の一部を形成する国道2号線の4車線・対面通行化を進めるとともに、JR山陽本線についても、安全性と利便性の向上を促進します。

また、都心における中環状線である中津水足線の整備と連携しながら、加古川渡河部の交通容量の拡大などをめざし、神吉中津線(新橋梁)の整備を進めます。

一方、播磨中央幹線(国道250号)、浜幹線及び山陽電鉄本線を南部における東西軸と位置付け、東西方向の交通の円滑化を図ります。

さらに、市域の道路網に大きな影響を与えている加古川バイパスの交通混雑を踏まえ、播磨臨海地域の東西連携や交流の促進を図るための広域東西軸として播磨臨海地域道路の早期実現をめざします。

(2) 南北軸

神野別府港線、本荘加古線を東部における南北軸と位置付け、その整備を促進します。東播磨南北道路、尾上小野線については、中央部における南北軸と位置付け、尾上小野線(安田工区)や東播磨南北道路の北伸整備を促進します。

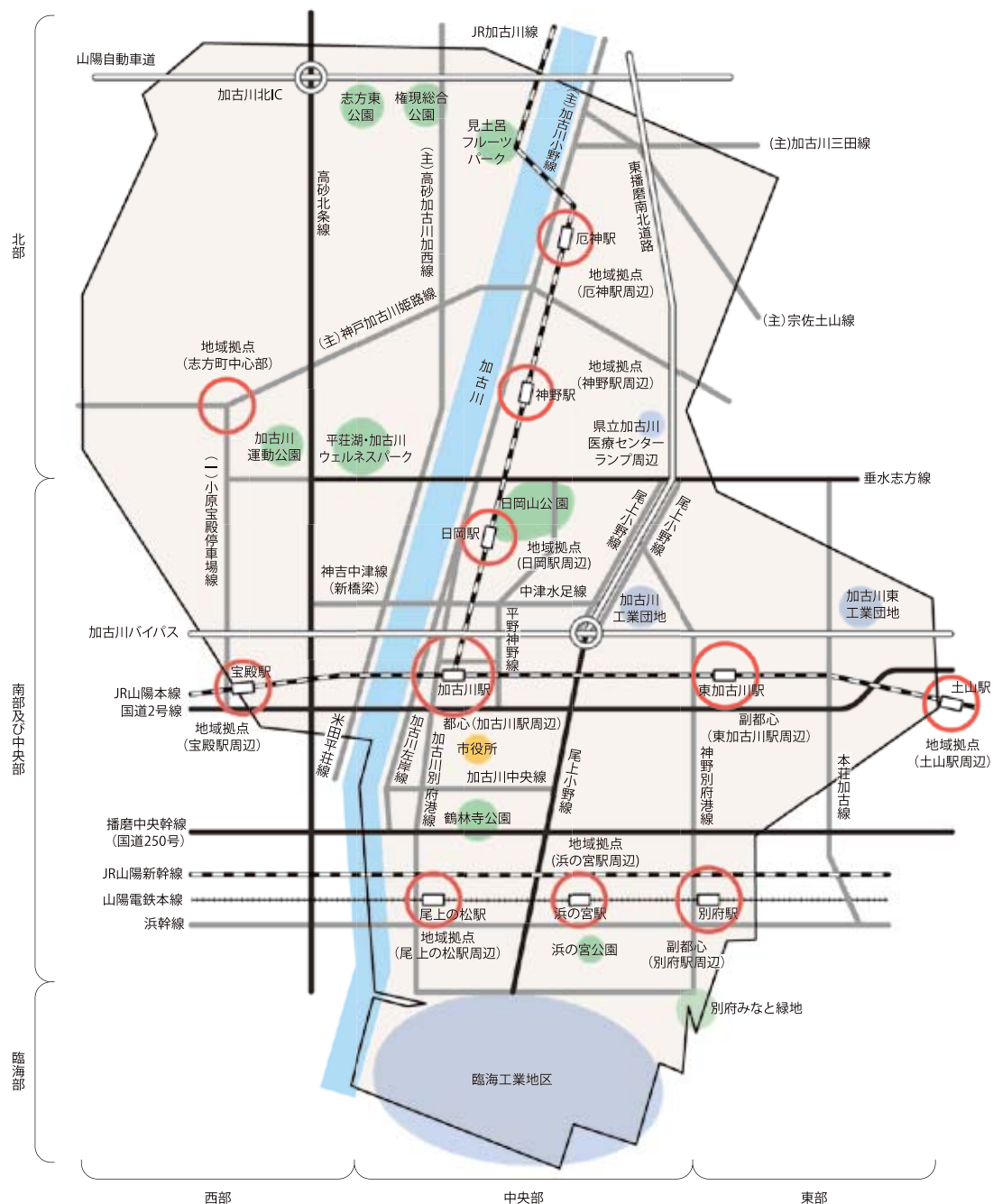
また、JR加古川線の利便性の向上を促進します。

さらに、高砂北条線を西部における南北軸と位置付け、国土幹線軸である山陽自動車等とのアクセスの向上を促進します。

(3) 公共交通網

東西軸や南北軸の基幹道路の計画的な整備を生かしつつ、人口減少、高齢化など地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の確保に努めます。

【都市拠点と基幹交通体系】



【凡例】

	広域幹線道路(自動車専用道路)
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	都市拠点
	行政サービス拠点
	生産・流通等の拠点
	レクリエーション等の拠点

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※市街化区域：

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的にはすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

3節 土地利用の基本方針

「市域の基本的構成と整備方針」及び「都市拠点と基幹交通体系」を踏まえ、それぞれの地域特性を生かしながら都市機能※の集積や魅力的な居住環境の形成を図るとともに、貴重な自然環境を保全できるよう計画的な土地利用と開発や建築に対する適正な指導に努めます。

1 住居系地域

市街化区域※を中心に、地域特性に応じた居住環境を保護するための地域を「住居系地域」とします。

「住居系地域」においては、秩序ある市街地を形成するため、面的整備事業などを活用するとともに、基盤整備が未熟な地域においては、未利用地の無秩序な開発の防止を図ります。

また、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるよう、地域に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図り、質の高い居住環境を形成します。あわせて、増加する空き家の適切な維持管理や利活用を促します。

一方、住居系地域のうち幹線道路※の沿道については、交通特性にふさわしい商業・業務機能等を誘導しつつ、後背地の居住環境の保護を図ります。

2 商業系地域

市民生活の利便性を高めるため、鉄道駅の周辺など、主に商業・サービス機能の集積を図る地域を「商業系地域」とします。

都心においては、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、都市基盤※の整備や低未利用地の高度利用を促進するとともに、様々な都市機能の有機的な連携により回遊性を高めるなど、まちの活性化を図ります。

副都心においては、既存の都市基盤を生かした商業・サービスなどの都市機能の強化を図ります。

また、公共交通によるアクセスの確保や駐車・駐輪対策を推進するとともに、魅力ある商業空間の形成や集客力を高めるための取組を総合的に進めます。

3 工業・流通業務系地域

既存の工業集積地域、さらには産業機能の新たな導入を図る地域を「工業・流通業務系地域」とします。

既存の工業系地域においては、周辺地域への環境に配慮しながら、地域経済の活性化をめざした工業の振興を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

4 農業系地域

北部に広がる農業振興地域※を中心とした地域を「農業系地域」とします。

「農業系地域」においては、ほ場※やため池などの生産基盤の整備・改修を進めるとともに、農地の適切な保全と活用を図ります。

また、市街化区域に近接する地域や自動車専用道路の出入口周辺、JR加古川線の沿線における地域拠点などにおいては、地区計画※や田園まちづくり制度※などの活用により、周辺の営農環境などと調和した土地利用を進めます。

5 森林系地域

播磨中部丘陵県立自然公園を中心とした地域を「森林系地域」とします。

「森林系地域」においては、市民共有の財産として貴重な森林資源の保全と育成に努め、その公益的な機能を高めます。

また、レクリエーション空間としての活用を図ります。

6 河川・水路等

国や県との連携のもと、河川整備や河道掘削などの河川対策を促進します。

また、近年多発する局地的豪雨による浸水被害に対応するため、雨水貯留浸透施設の整備などにより、河川や水路への雨水の流出を抑制する流域対策を含めた総合的な治水対策を推進します。

さらに、地域住民の参画を促しながら生態系※に配慮した整備や親水※機能、レクリエーション機能の確保に努めます。

※農業振興地域：

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがある等の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

※ほ場：

農作物を栽培する田畑。

※地区計画：

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

※田園まちづくり制度：

市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

※生態系：

ある地域に生息する生物群集とそれを取り巻く無機的环境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせた一つのまとまりを示す概念。

※親水：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

4節 生活圏と行政サービスの展開の方向性

市民の日常生活範囲の広がりにあわせ、地域に根ざしたコミュニティの単位である「基礎的住区」を原点に、「近隣住区」、「基幹的住区」、「全市域」、「広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）」まで段階的な生活圏を設定します。

1 生活圏

(1) 基礎的住区

既存の市街地をはじめ、住居などのまとまりのある区域で、市民の日常生活と密接な関わりを持った基礎的な生活圏となる住区です。

また、この住区では、町内会活動など地域に根ざしたコミュニティ活動が展開されます。

(2) 近隣住区

基礎的住区におけるコミュニティ活動のブロック的な役割を担う住区で、おおむね小学校区と一致します。

(3) 基幹的住区

広域的なコミュニティ活動の単位となる住区で、おおむね中学校区と一致します。

(4) 全市域

基礎的住区から基幹的住区に及ぶ各段階の生活圏を統合する区域です。

(5) 広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）

市民の生活圏の拡大に対応して、他の自治体と連携して広域的な行政を展開する区域で、本市は東播臨海広域市町村圏や播磨圏域連携中枢都市圏に属しています。

東播臨海広域市町村圏は、本市と地理的、歴史的に結び付きの強い高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で形成する区域です。また、播磨圏域連携中枢都市圏は、中枢都市である姫路市と連携協約を締結している播磨地域の自治体で形成する区域です。

2 行政サービスの展開の方向性

これまで近隣住区や基幹的住区を中心として、各生活圏に応じ、必要な公共施設を設置するとともに、子育て、教育、福祉、公共交通など様々な行政サービスの提供を進めてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域によって行政サービスに対する市民ニーズは変化してきています。

一方で、ICT※機器の発達を背景に、スマート自治体※の推進が求められており、マイナンバーを利用した行政手続の簡素化が図られたり、自宅にしながら公共料金の支払いができるようになるなど、行政サービスは時間と場所の制約を受けずに展開していくことが期待されています。

このようなことから、今後、各種の行政サービスを、それぞれの種別に応じた最適な方法により提供する中で、地域特性に応じた施設配置を推進するとともに、市民の利便性のさらなる向上を図ります。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※スマート自治体：

業務プロセスの標準化やシステムの標準化を図るとともに、AI、RPA等のICTを活用し、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体のこと。

12 章

各施策の基本方針

1節 体系図

5つのまちづくりの基本目標及びまちづくりの進め方に基づく政策及び施策を、次のとおり体系的に示します。

【12章の構成について:参考】

基本目標及びまちづくりの進め方

(1) 政策

① 施策

② 施策

③ 施策

④ 施策

(2) 政策

① 施策

② 施策

1 心豊かに暮らせるまち

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

① 結婚・出産・子育ての支援

② 就学前教育・保育の充実

③ 義務教育の充実

④ 特別支援教育の充実

⑤ 教育環境の充実

(2) 地域における教育・学習環境を整備する

① 生涯学習の推進

② 青少年の健全育成

(3) スポーツや文化・芸術を振興する

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

② 文化・芸術の振興

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

① 人権文化の確立

② 男女共同参画社会の形成

2 安心して暮らせるまち

(1) ともに支えあう福祉社会を実現する

① 地域福祉の充実

② 障がい者福祉の充実

③ 高齢者福祉の充実

(2) 健康づくりや地域医療を充実する

① 健康の保持・増進

② 地域医療の充実

(3) 市民生活の安全・安定を確保する

① 危機管理体制の充実

② 消防・救急体制の充実

③ 防犯・交通安全対策の推進

④ 安全・安心な消費生活の推進

⑤ 就業機会の確保と労働環境の向上

3 活力とにぎわいのあるまち

(1) 農業・水産業を振興する

① 農業の振興

② 水産業の振興

(2) 工業・地場産業を振興する

① 工業の振興

② 地場産業の振興

(3) 商業・観光を振興する

① 商業・サービス業の振興

② 観光の振興

4 快適なまち

(1) 機能的・効率的なまちを形成する

- ① 計画的な土地利用
- ② 都市拠点機能の充実
- ③ 幹線道路・港湾機能の充実
- ④ 公共交通機能の充実

(2) 安全で快適な暮らしの基盤を整備する

- ① 秩序あるまちなみの形成
- ② 防災・防犯のための基盤の整備
- ③ 生活に身近な道路の整備
- ④ 良質な住宅供給の促進
- ⑤ 安全で良質な水道水の供給
- ⑥ 雨水・汚水の適切な処理

5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

- ① 地球環境の保全
- ② 地域の自然環境の保全

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

- ① ごみの減量・再資源化の推進
- ② 環境美化の推進

(3) 水と緑の空間を形成する

- ① 公園等の整備
- ② 緑化・親水空間の活用

6 まちづくりの進め方

(1) まちづくりの進め方

- ① 多様な主体と行政との協働
- ② シティプロモーションの推進
- ③ 効果的・効率的な行財政運営
- ④ 広域的なまちづくりの推進

2節 各施策の基本方針

本計画で定める5つの基本目標の達成に向け、各目標に掲げる施策及びまちづくりの進め方について、それぞれの現状と課題を整理し、今後の取組の方向性などを示します。

各論の構成と見方

1 心豊かに暮らせるまち

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

① 結婚・出産・子育ての支援



基本方針

社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築し、結婚・出産・子育ての希望が叶えられるまちづくり※を進めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 安心して結婚・出産・子育てができる環境の構築

少子化の進行の要因として、晩婚化の進行や生涯未婚率の上昇、家庭や地域の子育て力の低下などが指摘されており、その背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定の増大などがあるとされています。

本市では、結婚を希望する人の出会いをサポートする市民活動への助成や、不妊・不育症治療費の助成、妊婦相談、訪問指導、乳幼児健康診査に加え、こども医療費の無償化など結婚・妊娠・出産・子育てに係る各種支援の充実に取り組んでいます。

結婚期から子育て期までの総合的な少子化対策が重要であり、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成し、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

● 地域の子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化などを背景に、子育てに対する不安感・負担感が増大しています。

そのため、子育て中の親同士が交流できる機会の創出、放課後児童クラブ※の充実など、子育てを地域で支える環境の整備が求められています。

また、児童虐待等に関する相談は増加傾向にあり、相談内容が複雑化しています。

そのため、学校園、地域及び関係機関との連携強化による児童虐待の未然防止や、各家庭の状況に応じた適切な訪問、相談体制の充実などが求められています。

そのほか、経済的な問題を抱えるひとり親家庭への各種手当の給付や各家庭の状況に応じた相談支援など、子どもの貧困対策が必要です。

